

総務産業委員会報告書

平成30年6月18日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 石原和人

平成30年6月18日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第52号 平成30年度備前市三石財産区管理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	なし
議案第58号 備前市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第59号 備前市新庁舎建設(建築主体)工事の請負契約締結について	原案可決	なし
議案第60号 備前市新庁舎建設(電気設備)工事の請負契約締結について	原案可決	なし
議案第61号 備前市新庁舎建設(機械設備)工事の請負契約締結について	原案可決	なし
請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める」意見書採択を求める請願	不採択	あり 別添のとおり

<所管事務調査>

- 公文書管理について
- 地域再生支援プログラム報告書(東洋大学)について

<報告事項>

- 国際交流事業について(企画課)
- 蔚山科学大学との協力協定に向けた覚書締結について(企画課)
- 備前市業務継続計画の策定について(危機管理課)
- ふるさと納税の状況について(ふるさと寄附担当)

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項（大阪府北部地震）	2
議案第52号の審査	3
議案第58号の審査	5
議案第59号の審査	5
議案第60号の審査	13
議案第61号の審査	20
請願第1号の審査	22
報告事項（市長公室・総務部外関係）	25
所管事務調査（市長公室・総務部外関係）	36
閉会	46

総務産業委員会記録

招集日時	平成30年6月18日（月）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午後2時20分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第3回定例会）の開催		
出席委員	委員長	石原和人	副委員長	藪内　靖
	委員	尾川直行		土器　豊
		田口豊作		掛谷　繁
		川崎輝通		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川　茂		
傍聴者	議員	橋本逸夫	中西裕康	守井秀龍
		森本洋子	青山孝樹	
	報道	あり		
	一般	あり		
説明員	市長公室長	高山豊彰	秘書広報課長	高見元子
	企画課長	岩崎和久	地方創生推進担当課長	馬場敬士
	ふるさと寄附担当課長	初治慎一	危機管理課長	藤田政宣
	総務部長	佐藤行弘	総務課長	河井健治
	財政課長	高橋清隆	契約管財課長	尾野田瑞穂
	施設建設・再編課長	砂田健一郎	税務課長	竹林幸作
	会計管理者	中野新吾	監査委員事務局長	江口智行
	日生総合支所長	大道健一	吉永総合支所長	金藤康樹
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○石原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、市長公室・総務部ほか関係の議案審査、所管事務調査を行います。

所管事務調査に先立ち、執行部からの報告事項をお受けいたしますので、よろしくお願ひします。

なお、本日は議会の構成後、説明員に出席願う最初の委員会となりますので、室長、部長等から委員会に出席いただく説明員の御紹介をお願いいたします。

市長公室長、総務部長から関係職員を紹介

日生総合支所長、吉永総合支所長、会計管理者、監査委員事務局長が自己紹介

以上で説明員の御紹介が終わりました。

続いて、総務産業委員を紹介いたします。

委員長から委員を紹介

以上で委員の御紹介を終わります。

それでは、議案審査に先立ち、市長公室長から報告がありますので、お受けいたします。

***** 報告事項（大阪府北部地震） *****

○高山市長公室長 冒頭で申しわけございませんが、1点御報告をさせていただきます。

本日午前8時ごろ、大阪府北部を震源とします地震が発生をいたしました。備前市役所に設置しております震度計では、震度3——正式には2.8でございますが——を計測いたしました。現在のところ市役所関係での被害報告は出ておりません。現在調査中でございます。

○石原委員長 ただいまの報告につきましての質疑がございましたらお受けします。

○尾川委員 今回の報告では、市内の被害はないとのことですが、報道ではもうちょっと高かったような記憶があるんじゃないかと、2.8というのは間違いはないんですか。

○藤田危機管理課長 庁舎に取りつけております震度計の計測震度といたしましては、2.8でございます。震度階級といたしましては、3ということでございます。

○尾川委員 市内の被害は調査されたんですか。

○藤田危機管理課長 現在各部署で調査中であり、報告待ちでございます。

○尾川委員 報告待ちというたら、異常なしじゃないということ。

○高山市長公室長 濟いませぬ、冒頭の説明が悪うございました。現在のところ報告は出ておりませぬ。

○尾川委員 今小学校なんかは大規模改修、片上小学校もやっとなる。その関係で、特に問題ないんかなというて市民から聞かれるわけじゃ。ちょうど登校時じゃし、それで異常なしという、ないのはええよ。ええんじゃないかと、よう確認して報告してほしいということですよ。

○高山市長公室長 地震の被害等につきましては、順次情報が入ってくると思っておりますので、最終

的なところをまとめましたら、再度報告をさせていただきます。

○石原委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、それでは本委員会に付託された議案の審査を行います。

***** 議案第52号の審査 *****

まず、議案第52号平成30年度備前市三石財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）についての審査を行います。

議案第52号につきましての質疑を希望される方の発言を許可します。

○掛谷委員 6ページ、7ページの歳出、一般管理費で、細部説明では過誤納金償還金18万円が出ております。三石駅前駐車場の使用料についてどういう過誤があったのか、詳細についてお聞かせください。

○尾野田契約管財課長 これは三石駅前駐車場の使用料で、誤って多く駐車料金をいただいていたものを返還するものでございます。三石財産区の駐車場につきましては、今までは月決めで普通車3,000円、軽自動車2,500円の使用料をいただいておりますが、ことしの4月1日から普通車、軽自動車とも2,500円に変更して駐車料金をいただいております。このような中で一部の利用者から、軽自動車をとめているのに普通車の料金を払っているという申し出がありました。確認したところ、その方は契約時から軽自動車をとめていたということがわかりましたので、今回この3,000円と2,500円の差額500円を10年間分返還するための予算をお願いしているものでございます。

なお、18万円の内訳ですけれども、2名の方で3台分、年間6万円ですので、18万円ということでございます。

○掛谷委員 これはかなりゆゆしき問題ですね。何が原因だったんでしょうか。

○佐藤総務部長 この駐車場は、当初平成6年に貸し付け契約を交わしております。その時点で3,000円で契約書をつくっておりますので、その時点で2,500円の契約ができておれば、間違いは発生しなかったということにはなるかと思いますが、その2,500円と3,000円の差について、普通車と軽自動車の差があるんだということについて、平成6年当時きちんと説明ができていたかどうかということが現在となってはわからないということでもありますので、わかった以上、返還し得る最大限の10年間分をお返ししようということになったものでございます。

これを受けまして、毎年駐車場の納付書をお送りする際に、駐車しているお車についてはこれで間違いありませんかということを確認する文書を入れよう考えているところでございます。こういったことが起こらないよう今後気をつけてまいります。

○掛谷委員 送ると、そういうことをきちんとするような対策をやるということなんですか。これは三石以外も、この反省を踏まえて、きちんとそういうことが二度とないようにやられるということがいいんでしょうか。

○佐藤総務部長 30年度については、金額が変わったということを皆さんにお知らせしておりますので、次の31年度からは、納付書をお送りする際には間違いありませんかという文章を入れようということでございます。

○掛谷委員 答弁はいいですけども、やはり人間ですから、ミスがないわけじゃないんですけども、10年にわたって見過ごしているというのもひどい。この一、二年で何かあったならまだしも、10年にわたってこういうことがわからなかったということは非常に問題があるんじゃないかと。二度とないようにお願いいたします。

○川崎委員 2,500円に統一したというのは、点検しなくていいという手抜きのための条例改正かなと理解したんですね、今の答弁で。実際に公営駐車場は軽四と普通車の差をつけていないんですか。差をつけるのが普通じゃないかと思うんですけど、現状どうなっていますか。

○尾野田契約管財課長 今回駐車料金を変更したのは、三石財産区管理会で審議をさせていただいて、3,000円を2,500円、軽四につきましてはそのままという結果でございます。決して委員さんの言われるようなことで変更したということではございません。

○川崎委員 差があるのであれば、1年に一回ぐらいは実際に普通車か軽四がとめてるのかぐらいの点検というのはやらないんですかね。全部振り込みで現金取引とかはないという現状があったんでしょうか。

○尾野田契約管財課長 料金の徴収につきましては、振り込みということで、現地をたびたび確認すればよかったんですけども、それができていなかったということでございます。申しわけございません。

○川崎委員 それと、先ほど質問した中で、これも準公営駐車場みたいなもので、日生が中心だと思えますけど、市営の駐車場について普通車と軽四の料金の差はないんですか、現状はどうなんでしょうか。

○尾野田契約管財課長 特別会計の市営の駐車場につきましては、ちょっと私がよく存じませんので、申しわけないです。

○川崎委員 私もとめてないのではっきりしませんけど、普通は大体民間含めて、スペースが違いますから料金に差があるのが普通ではないかと思えます。そういう意味で、これを教訓に、1年に一回ぐらいは実際に軽四がとまっているのか、普通車がとまっているぐらいは、やっぱり担当課の職員がチェックするというのも、夕方以降とか、朝早くじゃないと、なかなか定期駐車場はチェックができないと思えますけど、やはりそういう努力が必要ではないかと思えます。

それと、管理会とか言っているけど、結局市のほうへそれなりの料金が入っているから、こういう決算をするということなんですか。

○尾野田契約管財課長 三石財産区管理事業という特別会計です。収入としてはこちらに入ります。委員さんがおっしゃられましたように、1年に一回程度、普通車かどうかの確認ができていなかったということは、大変申しわけなく思っております。

○石原委員長 ほかに。

○土器委員 財産区について、実際どこまで市が関与されているんですか。本来、運営しているのは地元でしょう。

○尾野田契約管財課長 財産区には委員さんがおられるわけですが、市はそちらの事務局をしております、事務処理を行っているということでございます。

○土器委員 財産区の財産というのは市のものですか、それともその地区のものですか。

○尾野田契約管財課長 財産区の財産は、財産区のものとして条例にうたわれていると思います。

○石原委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第52号の審査を終わります。

***** 議案第58号の審査 *****

次に、議案第58号備前市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを審査を行います。

議案第58号につきまして質疑を希望される方の発言を許可いたします。

追加議案書のほうですね、8ページで、質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第58号の審査を終わります。

***** 議案第59号の審査 *****

続いて、議案第59号備前市新庁舎建設（建築主体）工事の請負契約締結について審査を行います。

議案第59号について質疑を希望される方の発言を許可します。

○川崎委員 本会議での質疑もありましたが、より多くの県内業者が入札に参加できるよう1、

200点を1,050点まで下げたというような説明でしたが、下げても3社かという印象なんです。1,200点であれば、県内で何社あったんですか。

○尾野田契約管財課長 1,200点の場合、4社ということでした。

○川崎委員 それを1,050点に下げた場合は何社だったのでしょうか。

○尾野田契約管財課長 6社でございます。

○川崎委員 実際は地元JVで3社しか入ってないんですけども、やはり地元業者との取引、つながりがないからほかの3社は加わらなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○尾野田契約管財課長 その辺につきましては、業者の方が決められることなんで、どういうわけかというのはなかなかわからないということでございます。

○川崎委員 地元は800点以上だというふうな、たしか説明があったと思います。800点以上の地元業者は何社あったのでしょうか。

○尾野田契約管財課長 6社でございます。

○川崎委員 6社なら、6社が全部参加していただいてもよかったなというふうな気もせんことはないんですけども、それは結果として業者の決めることだということも仕方ないとして、もう一つ非常に疑問なのは、通常の公共の入札は、指名競争入札含めて予定価格に対して最低制限価格が85%、上限が95%だということで、いろいろ今までこの12年間、私もそれなりに取り上げて、95%に近い業種もあったということで、談合でないにしても、上限価格すれすれで落札するのは少し問題があるんじゃないかというのを追及した経過もあります。そういう中で、こういうふうな高額な金額で95%を超えて97.7%ですよ。上限95%を超えても失格とかいうことはないのでしょうか、確認の意味でお聞きします。

○尾野田契約管財課長 庁舎の入札につきましては、条件つき一般競争入札ということでしております。95%ということをおっしゃったけども、最低制限価格から予定価格の間で一番安い金額を入れられたところが落札という形になっておりますので、決して95%という数字はありません。予定価格いっばいの数字でも、別に問題はないと考えております。

○川崎委員 条件つき一般競争入札というのも条件がついた一般競争だなという理解しかないので、指名競争入札の場合は、過去何か最低価格が70%で厳しい競争ばかりやって、もうけがないで大変だということで、15%も最低価格が上がっていった経過があるんじゃないかと、過去の入札において95%以上は失格とかいう例は指名競争入札もありませんでしたか。

○尾野田契約管財課長 ちょっと先ほどの説明が舌足らずでした。

95%というのは、今は予定価格を事後公表として入札後に公表しております。95%というのがあったのは、事前公表ということで、入札する前に予定価格を公表していた時期がありました。そのときは95%を超えた工事につきましては高落札調査ということで、談合があったかどうか調査をする、95%以上の札を入れた場合は調査をするという案件がありました。ただし、今は事後公表ということで、予定価格は入札の時点でわかりません。入札後に公表するというようにしておりますので、この95%というのは、今はないと思っていただけたらと思います。

○川崎委員 確認の意味で、予定価格をオーバーした場合は失格になるんですか。

○尾野田契約管財課長 予定価格を超えたものにつきましては、無効となりまして、決して失格ではございません。

○川崎委員 結構です。

○石原委員長 ほかにございますか。

○掛谷委員 今回は本体工事と電気、機械の3つに分割発注となっていますが、このように分けてやる入札は初めてと記憶はしとんです。なぜそういうふうにするのか、メリット、デメリットは余りないかと思いますが、どういうメリットがあるのか。と同時に、実際に工事に入ったら、本体工事、電気工事、機械設備というのは、同時にする、若干のタイムラグはあると思いますが、どういう形で進んでいくのか、統括はどこがされるのか。

○砂田施設建設・再編課長 まず、分割して発注ということなんですけども、建設業務の中で業種が決まっております。原則的には工種ごとに発注するというのが原則です。例えば建築一式工事であるとか土木一式工事、とび土工とか、そういった工種がありますけども、それぞれに発注するのが原則なんですけども、自治体によっては、先ほどの建築工事と電気と機械、これを一体で発注する場合も結構あります。

今回結構額が大きいということもあって、建築主体工事のほうが設計額で22億円ちょっとだったと思うんですけども、それから電気、機械にしても5億円弱というような金額であるということも鑑みて、分割発注することにいたしました。

分割発注することのメリットということになるかと思うんですけども、それぞれにJVを組んで参加してもらおうということで、今回の場合は市内業者にも、そういった電気、機械についてもJVの構成員として参加していただける設定になっておりますので、市内業者が参入する機会もふえましょうし、また下請工事に出す場合であっても、そういった形であればより市内業者が受注しやすいといった環境ができるのではないかと考えております。

工事の進め方としては、基本的には建築主体工事をやるところが全体の総括をしていくという形になります。そこにはもちろん設計事務所が工事監理業務として入ってまいりますので、全体の統制としては3社というか、建築主体が中心になりながら、機械、電気もそこに加わって、全体のまとめ、進捗調整であるとか、内容の確認については設計事務所がやっていくといった関係になるかと思っております。

○掛谷委員 確認ですけども、市内業者に参入ができるようなものにしてほしいという請願が趣旨採択となりました。どこかで異論というか、なぜ採択してくれんのかという話も聞きました。執行部は、そういうことは別にしなくても十分に市内業者は入れますよという話があったようですが、趣旨採択されようが、採択されようが、そのことについては議会側のことなんですけども、特段にそれにこれが趣旨採択、極端に不採択でも、全然市内業者が入ることについて問題はないと考えていいんでしょうか。

○尾野田契約管財課長 執行部としましては、市内でできるものは市内の業者に出す、できない

ものについては県内とか県外とかの業者を入れてくるというような考え方でおります。ただし、あくまでも市内の業者が参加できるような条件をつけていくというふうには考えております。

○掛谷委員 それなら、何で市内業者にもそういう機会を与えてほしいという請願が出てくるんか。逆にそういう何か不信感なり、そういうことがないから、わざわざ市のトップが名前を連ねて請願をしたというふうにも思えるんですよ。勝手じゃないかと言やあ勝手なんですけども、そういうことは一切ないということによろしいでしょうか。

○尾野田契約管財課長 あくまでも市内業者を中心に考えておりますが、やはりそういう請願とか、市にも要望書とかがありましたので、その辺はやっぱり考えていくということにはなろうかと思えます。

○掛谷委員 結構です。

○石原委員長 ほかに。

○尾川委員 建築が主体で全体のまとめをするというふうなスタンスなんですけど、そのあたりの権利義務関係というか契約というのは、どういうふうな、要するに別個に契約していったって、また全体としての契約というか、それはまた仕事の進行のほうの取り決めはどういうふうにコントロールしていくんですか。

○砂田施設建設・再編課長 こういった形で分割してやる事例はかなりございます。ですから、入っていける業者も、こういった場合にどんな調整なり進行について、お互いに情報共有するかといったことについては十分に承知しているはずですよ。そうはいつでも建築ができないと、電気も機械もできないわけなので、建築主体が音頭をとりながら全体の進捗を見て、もちろん各機械、電気についてもその状況を見ながら、情報共有しながら進めていくということになろうかと思えます。契約は、あくまで建築、それから電気、機械ということなので、その中で工事を進めていく、出来形をつくっていくっていうことになろうかというふうに考えております。

○尾川委員 そうしたら、各建築と電気と機械という横の連携になるのか、上下になるんか、その辺の捉え方はあると思うんですけど、そのことに細部にわたっての取り決めというのは、市はタッチせんということですか。

○砂田施設建設・再編課長 いえいえ、もちろん市も工程会議には参画します。進捗等について問題があれば、管理業務を請け負っている設計事務所からも連絡が入ります。そういった場合は随時関係者が集まって、その工事の内容、それから進捗について調整を図っていくっていうことになろうかと思っております。

○尾川委員 建築主体が最終責任ということになるんですか、それとも別個の契約になつとるわけじゃから、別個に責任というのは出てくるんですか。その辺をうまくやらんと、すき間が出てくるんじゃねえかという心配があるんです。

○砂田施設建設・再編課長 委員の御懸念というのは、やっぱりあろうかと思っております。それについて、やはりお互いに連絡を密にしながらやっていくってことで、設計事務所も十分に絡んでつくり上げていくものだと思っております。そういったことがないように、発注側とし

でも随時進捗、それから工事内容については確認してまいりたいと思っております。

○尾川委員 常識的な判断で、そのあたりの調整というのは、してくれるだろうか、こうだろうというふうなことで調整、調整というけど、やっぱり最終的にはルールつくって、きちんとどこがどういう責任を持つかということを明確にしていかなと、仕事というのそんなもんですが。さっきの駐車場料金だって、10年だけ払うか、10年以上じゃったんか、そういうふうに曖昧に事を済ますことはできんと思うんですね。ですから、分割発注のメリット、デメリットでどういふふうにリカバーするかということ、やっぱりきちとした文書でもってやらないと、そりゃあしてくれるだろうというふうな世間常識みたいなことじゃ通らんと思うんです。それとこういふケースはどこにあるんかも教えてほしいんです。

○砂田施設建設・再編課長 それぞれの工事区分については、それぞれの業者が責任を持ってやるっていうのが工事請負業務です。ですから、契約の約款の中に、もっと細かに工事の内容について、進め方等については規定をしておるわけです。

そういった中でも3つに分けてやるということなので、それなりに業者ごとの進捗なり進め方について意見が出てこようかと思えます。それはやはり工程会議の中で調整、詰めていく、お互いが納得しながらやっていく。もちろんこの中には市も入って、その全体の工程を随時監視していくということになるろうと思っております。

事例があるかということになるんですけども、備前市でいくと、備前病院の新築工事に際しては、やはり電気、機械、建築主体というふうな内訳で発注をされております。あと合併以前の話になるんですけども、日生病院についても別途で発注、分割して発注されています。他市の事例を見ると、真庭市役所、それから高梁市役所については、分割で発注をされております。

○土器委員 メリットの話は出されたんですけど、デメリットの話がないんですね。やっぱり両方言うて、だけどころじゃから、こうしましたというんがないと。

○砂田施設建設・再編課長 デメリットといえば、先ほど尾川委員からもございましたけども、3つに分けるということで、その全体の調整をうまく図れるのか、こちらが求める品質のものをしっかりすり込んでいけるのか、そういったところはやっぱり少しデメリットといえばデメリットなのかもしれません。ただ、それについても先ほど来申し上げておりますように、お互い専門業者でございます。そんな中で切磋琢磨しながらよいものをつくっていく、そういったイメージでおります。

○掛谷委員 せつかくですので、全体スケジュールで1点だけお聞きしたいんですが、来年3月には解体と外構整備工事の予算を提出するということになってございます。もう一つ上の段に、什器と機器類の購入及び移設、更新になっています。使えるものは使うんでしょう。しかし、多分相当新しいものを入れてくるということについて、このところの什器、機器類の購入というのは、予算的には一体どの辺に出てくるんかなと。3月定例には間に合わないんで、どこでその辺が出てくるんかなと思ったし、結構な額だと思うんです。どの程度の額かというのを想定されているのか、その点についてお願いします。

○砂田施設建設・再編課長 什器の調達については、31年度ということで考えております。もちろん今この庁舎の中には、いろんな机や椅子、それからロッカーなどございます。その中でも使えるもの、ロッカー等については今調査して、どれとどれを使うかというところの今精査に入っております。基本的に什器類で調達するのは、机、椅子、それからあとロッカー類でも部分的に調達するものもあろうかと思えます。

書庫については、これ建築主体工事のほうで入っております。それから、ユニット工事ということで、例えば1階の受付の椅子であるとか、窓口の椅子、カウンターみたいなものですね、こういったものは建築主体工事のほうに含めて発注しております。

じゃあ什器類の調達の金額ということなんですけども、まだ見積もりをとったりしております。最初に設計事務所がとあるメーカーからとった見積もりでは、おおよそ1億5,000万円というような数字も出ております。ちょっとこれはこれから精査していかないと、なかなかはっきりした数字が出せない状況でございます。

○掛谷委員 機器類はわかりませんか。

〔「機器類というのは、例えば……」と砂田施設建設・再編課長
発言する〕

パソコンから、議会のそういった一体設備とか。

○砂田施設建設・再編課長 議会のほうでいうと、表示をするとかいった機器類というのは、本体内工事の中に入っております。あと機械整備をするとか、ほかに電子的なものでLAN配線するとか、そういったものは別途工事に対応するというところで今しております。

○掛谷委員 ということは、31年には入って、これは全体的に見れば2億円程度ぐらいは要るかもわからんという、二、三億円要るかもわからないと考えていいんでしょうかね。わからない、ざっくりですね。

○砂田施設建設・再編課長 今本体内工事、電気、建築主体、機械と出しておりますけども、それ以外に附帯工事ということで、防災無線のアンテナであるとか、J-ALERTの移設であるとか、防災システム、それから情報システム、電話等がまだございます。そんなものも含めて、什器類も含めて、今最終的な金額の精査をしているところです。まだ少しできてないところもございますので、ちょっとざっくりした数字も今は控えさせていただければと思っております。

○石原委員長 ほかに質疑はございませんか。

○田口委員 分割発注という形をとられているんですけど、それぞれ鉄骨なら鉄骨で施工監理技師とかがきちっとして工事はやるはずですよ。仕上がったときの全体の最後の責任というのは、どこがとるんですか。

○砂田施設建設・再編課長 先ほども申したんですけども、建築についてやはり建築を請け負った業者が責任を持つということになります。電気、機械についても、それぞれ施工した範囲の中で責任を持っていただくということになります。もしその中でふぐあいが、どこに原因があるかはやっぱり突き詰める必要がある場合も出てこようかと思えます。その際は関係が集まって、ふ

ぐあいの内容であるとか、それに対する対応の仕方については協議する必要があるかと思っております。

○田口委員 もちろん工事を進めていくときには、電気工事とか同時進行でないといけない工事がたくさんあるわけですよ。私もいろんな工事に参加してきてますんでわかるんですけど、その場合に日程の組み方とか、そういうのはやっぱり市もそういうことに精通した方がおられると思うんで、しっかり話し合いの場に立ち会ってもらってやっていかないと、必ず業者間のトラブルは起こってくるんですよ。そういうものが起きないように、きちっとどういうことを考えておられるか、現場によっては毎週とか、二月に2遍とか、全体の会を持つとかするんでしょうけど、もちろん設計事務所もしっかりついとると思うんですけど、建築主体がしっかりリーダーシップをとってやりなさいという形でやっていないと、問題起きるんじゃないかと思います。

○砂田施設建設・再編課長 委員の御懸念というのは、私どもも感じているところでございます。こういった形で分割して発注する工事以外でも、一体で発注しても下請業者がいろいろ入ってくると、その中でやっぱり全体調整に苦慮する場合ももちろん出てまいります。そうしたために週に一回程度は施工会議を設けて、そこで今回の場合であれば建築主体、それから電気、機械で監理業務を請け負っている設計事務所、それから市が入って、そういったところの問題点なり調整が必要な部分については、随時把握をしながら工事を進めてまいりたいと思っております。そんな中で、後々に調整が不足していたとかいったことがないように、市としても全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○田口委員 ふぐあいでのトラブルとか、そういったことが起きると、結局下請、孫請、一番最後のものを請けとる業者が泣きを見るというのが現実なんですよ、だから、くれぐれもそういうことが起こらないようしっかり考えてやっていただきたいということを最後に申し上げておきます。

○石原委員長 よろしいですか。

○田口委員 はい。

○掛谷委員 最初に戻るんですけど、工事の統括責任者というのが必ずおられるんですよ。それははっきり言えいいんじゃないですか。必ず設けにゃあかんのですよ。それはどこなんだろうかという話です。

○砂田施設建設・再編課長 やはり建築主体をやっているところが全体の統括をする必要があるかと思っております。そのチェックをするのは設計事務所であり、市ということになるかと思っております。

○掛谷委員 いやいや、ちょっとはっきりして。じゃあ、ここで言う落札された中国建設工業・ナイカイアーキッド・太陽建設の3社が、このJVが統括責任者ということでもいいんでしょう、普通は。

○砂田施設建設・再編課長 そういうことになります。

それで、この中で3社のJVですけども、その代表者は中国建設工業でございますから、中国

建設工業がそういった全体の統括をしていくということになります。

○掛谷委員 ですから、いろんなトラブルなり、いろんな建設の統括された責任者の一切の責任はまず中国建設工業にあって、個々でいろんな電気や機械の、そこである事故が起きたり、いろんなことがあっても、その責任が大きい場合もあります。機械の設備をしようところの主体をやっているところが全責任で、何かトラブルがあつたり事故があつたら、そこは大きい責任です。ただ、統括責任者というのは統括ですから、絶対に免れないんですよ。だから、そこをはっきりちょっと言わないから、こんなことになる。はっきり言うてくださいよ。

○砂田施設建設・再編課長 統括するのは建築主体のJVでありまして、そのJVの代表者である中国建設工業が統括するというようになります。

○掛谷委員 結構です。

○川崎委員 ちょっと思い出したんですけど、JVを組む場合に、七三とか、六四とか、いろいろあると思うんですけど、この場合だったら、3社であれば、四四二とか、そういう分割の請負になるんですか。21億円の中身としてはどういう感じ。

○砂田施設建設・再編課長 最低で第3構成員が20%以上というのが決まっております。あとはその中で決めていくんですけども、負担というか、出資割合が同じだと、代表者がどれになるかというのがちょっと明確にならないということございますから、多くの場合は50%、30%、20%とか、そういった例が多いと聞いております。今手元にないんですけども、ちょっと今回の出資比率まですぐにお答えできないので、申しわけございません。

○川崎委員 もう一点、あとのところで議論してもいいなと思ったんですけど、実際予定価格に対してぎりぎりに近いたったの2.3%みたいな。結局3社で入って、中間マージンが高くつくからこんな落札になるのかなど。それは結果的に、余裕のある下請単価で発注できるという要素もあるような説明があつたような気がするんですけど。そこら辺は何とも言えませんけど、少し次の機械や電気に比べて、最低価格からいけば11.9%ですか、そういった落札になっていますんで、その辺のところは何か副市長も建設資材が上がっているからだとかというようなことを言っていましたけど。どうなんですか、その辺のところは、どうも95%を超えるというのは、過去の流れからいったら、少し納得しがたい金額な気がするんですけど。あとは全部最低価格ぎりぎりですよ。これも予定価格がわかっただけじゃないのかという、次のところで議論しますが、どうなんですか、その辺のところは。

○砂田施設建設・再編課長 確かに97%ちょっとですか、低いとは思っておりません。

この要因についても、今わかる範囲というか、業者から提出のあつた書類を見ながら、どこに要因があるかということについてはちょっと調べてはおりますけども、なかなかまだ細かいものが出てきておりませんので、今後はもう少し詳しいものが出てくるので、その中でどういう傾向があるのかも調べていきたいと思っております。

1点言えるのが、今の資材についてはちょっと値上がりしているものがあつたりします。特に鋼材類がちょっと値上がり幅が大きいというふうに見受けとります。これ建設物価調査会が調べ

ている資料を見たんですけども、この1月からこの5月までで、鋼材類大体4%から5%ぐらい上がっております。昨年の5月とことしの5月を比べると、14%程度だったか、上がっております。そういった状況が少し影響しているのではないかと考えておりますが、ほかの要因についてもこれから探っていきたいと思っております。

○石原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。

挙手多数と認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第59号の審査を終わります。

***** 議案第60号の審査 *****

続きまして、同じく追加議案書の15ページになります。

議案第60号備前市新庁舎建設（電気設備）工事の請負契約締結につきまして審査を行います。

議案第60号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○川崎委員 先ほどの議論では、予定価格により近いような落札でしたけど、電気については最低価格との誤差は0.1%、1000分の1しか違わないということで、非常に精度が高いと言えば言えるんですけど、最低価格が漏れとるようなことはないんだろうかなというふうな不安も出てきます。上限じゃないんで、低いところでしとんで、本当にもうけぎりぎりでやっているのかなという感じは受けておりますけど、本体価格、先ほどは何か予定価格そのものが出ているようで、今度は最低価格、こういうところで抑えてぜひやってほしいと願いを込めたぐらい誤差がないですよ。この辺は大丈夫なんですか、この0.1%の誤差というのは本当にこういう予定価格なり、最低価格なりが自信を持って漏れてないということと言えますか。

○尾野田契約管財課長 この入札につきましては電子入札ということで、電子入札システムを使って入札を行っております。最低制限価格につきましては、電子入札のシステムの中で動くような形で、委員さんがくじ引きと言われていましたけども、同じような形でシステムの中で最低制

限価格がくじで動くというような形のシステムになっております。

備前市は、最低制限価格を85.5%から86.5%の間で動く、くじによって動くというような形にしております。ですので、今回の入札につきましても、業者の方はそのあたりを狙ってきていますので、失格の最低制限価格より下の方もおられますし、それより上の方もおられるということで、決して談合があったとか、そういうことは考えておりません。

○川崎委員 入札それ自体には文句のつけようがない面もあるんですけども、逆に言えば何で四国電工なんかだと。ここは中電の関係で、中電さんじゃったら3億3,000万円ということで、6,000万円もの違いで仕事ができる、地元の地理的有利さかなと。そういうところが失格になるというのは、中電さんが6,000万円安くしたから、手抜き工事をやるというようなことは考えられないと思いますし、そういう意味ではこういった最低価格、予定価格を変えりゃあ幾らでも下がるわけで、逆に言えば、予定価格がええかげんな見積もりを誰からとるんか、業者に頼みょんか、電子入札だろうが、その業者がそれなりのルートで、事前に情報を流しとけば、幾らでもぎりぎりの線は追求できるということもあるでしょう。その辺どうですか、担当課として、6,000万円もの違いで地元の最も優良企業の中電工はとれないような現状というのは矛盾を感じとるんですけどね。より安くできるのであれば、そういうところにもう一回やり直しかいようなことは、電子入札はそういうことできんのでしょうかね。その辺、感想で結構ですから、お聞きしときたいと思います。

○尾野田契約管財課長 入札する前に、条件というのを決めて入札を出しております。最低制限価格についても、85.5%から86.5%の中でくじ引きをして決めますと、それより下へいった場合は失格ですよと、そういうルールを最初に決めて入札を行っていますので、中電工の金額が安いんですけども、そのルールにのっとっていきますと、どうしても失格という形になっておりますので、入札につきましては別に問題なかったと考えております。

○川崎委員 じゃあ予定価格は、一体誰が決めとんですか。執行部にこういう予定価格を見積もりする能力はないと見ています。やっぱり専門業者に頼むとしたら、その専門業者から予定価格の情報が漏れるということはある得ないですか、確認の意味でお聞きしときます。

○尾野田契約管財課長 設計書につきましては、設計事務所が金額をはじいております。予定価格につきましては、この金額ですので、市長が設計書を見ながら数字を決めております。決して設計事務所からそういう情報が流れたとは思っておりません。

○川崎委員 ちょっと説明が理解しにくいんですけど、設計事務所が一応の見積もりとると。その見積価格というのは、いろいろあるわけですか。そうしないと、市長がこれがいいということは。市長が決めるというのも、副市長じゃないんですか、入札関係の管理責任者は。

○尾野田契約管財課長 予定価格を誰が書くかというのは、金額によって事務決裁規程で決まっております。この庁舎建設につきましては、金額が大きいということで、市長に予定価格を書いていただくということです。

○川崎委員 いや、書く書かんは別として、設計事務所が見積もりを出したときに、ある程度幅

があるんですか。もうこの金額だと決まっただったら、誰が書くかは問題じゃないじゃないですか、副市長であろうが、担当課長であろうが。そこをもうちょっとはっきりさせてください。予定価格というのは、設計事務所が出したら一通りしかないんですか。

○尾野田契約管財課長 設計事務所はいろんなところから見積もりをとって、それで設計書を積み上げていって一個のものをつくっていくような形になります。金額は1つです。それをもとに市長が予定価格を書くということです。設計金額と予定価格は同じです。

○川崎委員 いや、もとに書くとか何かややこしい言い方すんじゃないけど、予定価格を書くだけじゃったら、それが基本的には入札というのは、副市長が入札責任者じゃから、副市長が書くような気がするんじゃないけど、金額が大きゅうなると、副市長が書いたら何か重みがあるんですか、価格には全然関係ないじゃないですか。何かその辺はどういうふうに理解したらええんですか。

○尾野田契約管財課長 副市長というのは、指名委員会のトップということで、工事、発注する前の指名する段階について、どういう条件とかいつきのトップでありまして、執行する場合にはつきましては事務決裁規程というのがあり、金額によって予定価格は誰が書くと、金額の小さいものであれば課長が書きますし、金額が大きいものであれば市長がその予定価格を決めるというような形になっておりますので、今回の案件につきましては、金額大きいので、市長ということでございます。

○川崎委員 ということは、予定価格が出てきて、入札まである程度時間があるでしょう。ということは、市長一人だけが予定価格を把握して、漏れないという前提でしようけど、漏れる可能性も残っていますね、今のシステムでは。もっと機械的に入札結果、落札が出るまで、予定価格は誰にもわからないというのが本来のあり方じゃないんですか。その辺はどうなんでしょうか。

○尾野田契約管財課長 予定価格は漏れたらいけないものというふうに思っております。その辺につきましては、厳重に契約管財課で管理しております。

○川崎委員 そこまで反論するなら、事前に知っている市長が、漏らす、漏らさんというのをどうやって厳重に管理するん。

○尾野田契約管財課長 市長は決してそういうことはないと思っております。

○川崎委員 性善説もいいけどね、公正、中立な電子入札というのであれば、設計業者はわかっとなでしようけど、やっぱり結果が出るまで誰にもわからないようにしとくのが行政の中立性というか、行政の誰もがわからない形で、開いて初めて入札のそれぞれ一番低い人のところへ落ちるとい、やっぱりシステム上の問題もはっきりさせたほうがいいような気がしますよ。たった0.1%の誤差しか出てこないというのは、非常につくり上げられた計画的な単価のような気もせんことはないですからね。

それと、地元がとれなくて、6,000万円もの誤差が出るというたら、金がねえ、金がねえという割には、最低価格の決め方もええかげんかなとらざるを得ないですよ。とらんために失格にする価格でやるからということではやってないと思うんでね、責任あるこの単価でできますよというんだったら、やっぱりもう少し価格のあり方についても幅を持たせたほうがいいような

結果が出とんじやないかという感想だけ述べておきます。と同時に、本当にシステム上、誰にもわからない形で入札するシステムの構築を要望して、終わります。

○石原委員長 答弁よろしいですか。

○川崎委員 はい。

○掛谷委員 今の答弁の中で、予定価格を市長が書く場合と部長、課長、こういったのは幾らまでが課長で、幾らまでが部長とか、副市長は指名委員会で副市長は絡むかどうか知りませんが、それぞれ幾らなんでしょうか。

○尾野田契約管財課長 公工事でありますと、1,000万円以上が市長でございます。500万円から1,000万円が副市長でございます。200万円から500万円の間が部長でございます。200万円より下が課長ということになっております。

○掛谷委員 1,000万円以上の工事というのは、結構多いですよ。ですから、これは今の決まり事の中で、今までもこれはもうずっと長年こういう慣例的なもんだったんでしょう、多分。予定価格を市長が知らなくてもできるもんかどうかですね。要は誰もわからないよと、誰かが決めにゃいけないのんじやな、しかし。それはどういうのが理想的なんでしょうかね、ちょっとその辺が本当に理解できないんですよ。誰も知らないのがいいんでしょう。でも、誰かが決めなきゃ前へは行かんものというところは、どう思っていますか。

○尾野田契約管財課長 やはり誰か決めないといけないということにはなろうかと思えます。実は誰が決めるのかといったことになりますと、やはり金額によって、例えば1,000万円以上でしたら市長という形になろうかと思えます。

○川崎委員 決めるというて、もう設計業者が決めたのを素人が価格をいらいようがないと思うんでね。入札が終わった後、開封するのをこのランクづけで市長が開封するという事でええんじやないですか。

〔「いやいやいや、そうじゃないんじや」と呼ぶ者あり〕

いやいや、だって設計業者がやった、金額自体を絶対値として捉えるしかないじゃないですか。それを1円でも、100万円でも、1,000万円でも安くして、予定価格を書くことがあり得るんですか、現実に。ないんでしょう。ということは、設計業者が確実に予定価格をつかんでいて、絶対に漏らさんという契約書かなんか書いとんかね、設計を依頼したときにそうなっとなかどうかわからんけど、それだったら本当に落札結果が出てから開封するのは誰かというふうなことでいったら、私は一番行政の中立で競争入札する業者のほうからすれば、最も中立的な公正な入札、競争入札、一般競争入札と言えるんじゃないですか。条件は確定するとしてもね。その辺どう考えたらいいんですか。1,000万円以上というたら、金額的には圧倒的に市長が全部入札の決裁しようる、形式的に指名の場合、副市長が管理責任者だというだけで。ほとんどが金額的には大きいんじゃないですか。

○尾野田契約管財課長 金額的にいきますと、やはりトップは市長ですので、市長がやっぱり一番多いとは思えます。

予定価格につきましては、どこかで決めないとだめという形にはなろうかと思ひます。それがいつかという話になれば、やっぱり入札する前になろうかと思ひます。そこで先に金額を決めておかないとだめだと考へておひまして、予定価格につきましては、電子入札で開札をするときに、その直前に開封をして、封筒に入れて契約管財課のほうで預かつて、その金額を電子入札で入力するという形で、それまでに業者は応札をしているというような形でしておひますので、今としてはこれが一番いい方法だと考へておひます。

○川崎委員 何度も言ひますけど、だから市長がかかわる必要ないじゃないですか。一切誤差がないんでしょ、予定価格、設計事務所がつくった価格で。それを封して、入札が終わった後、開封する、それでええじゃないですか。何で市長が事前にそれを書かなきゃならないんです。初めから監理設計事務所がやった予定価格が絶対だというふうな条例か内規か規定か知りませんが、そういうふうにすれば一番中立的にできて、我々がこんな審議を一生懸命する必要もないじゃないですか。

特に今回談合があつたという、事前に、事後か、あつたけど、結果を見れば本当に談合じゃないかと思われるような金額で落ちていますからね。そういうことを本当に談合でないというためには、誰も設計事務所以外に予定価格がわからないというシステムに変えたほうが、より公平、中立じゃないんですか。一つもその返事がないけど、何でそういう決め方をしたらいけないんですか。

○石原委員長 今までやりとりありますけれども、今回のこの件につきましてはそういった規定等のもとで提案がなされとるわけで、その仕組みのところを……。

〔「いやいや、談合があつたから、そういう疑問を払拭されるから、賛成するか反対するかの瀬戸際じゃから聞きようるわけじゃが」と川崎委員発言する〕

なぜかという理由のようなところしか答えられんと思ひます。

○尾野田契約管財課長 入札につきましては、そういう今説明したとおりのルールでやっておりますので、業者から出てきた設計書につきましては、中身はうちの中で十分審査しますので、それをもって執行してよろしいかというような起案も上げますので、その後予定価格とか、そういうのを決めていくという形になっておひます。

入札前に、やはり予定価格は比べるものを先に決めとかないと、応札した後でありますと、それがやはり問題があるものというふうには考へておひますので、今まで説明したように、先に市長に予定価格を書いてもらって、その後応札をしてもらうという順番でやっております。

○田口委員 この議案は、やるということを前提に議論されているんですけど、この前の一般質問でも延期したほうがええじゃないんかとか、談合疑惑でこういう情報があつたとか、問題がかなり議論されてますんで、私はやるという前提でなくて、もう一度延期して考え直すほうがいいんじゃないかという議論ができたほうがいいんじゃないかと思ひますけどね。こういう議論でしたら、もう賛成か反対かだけで、大きい部分での議論ができないと思ひますよね。どうです

か。

○尾野田契約管財課長 庁舎の建設につきましては、建設をするという方向で今まで議員の皆さんにも議論していただいて、建設するという方向で決まっておりますので、それに基づいて今回入札をしたものでございます。それによって、今これを取りやめるという話にはならないものかと思っております。

○田口委員 この二、三日の間に、何人かに話聞いて、庁舎の問題はどうなってるんだということで、かなりの人に聞かれたんですけど、市民の皆さんがそういう疑惑を持っているっていうことを、もっとしっかりと我々も執行部も受けとめてもらわんといけないかと思うんですよ。そういう辺がちょっと足りんのじゃないかということを申し上げておきます。

○石原委員長 ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決をされました。

以上で議案第60号の審査を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○石原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで施設建設・再編課長から発言がございました。

○砂田施設建設・再編課長 先ほどの積算について、少し説明をさせていただいてもよろしか。

○石原委員長 はい。

○砂田施設建設・再編課長 建築工事と土木工事の大きな違いは、土木工事の場合は、ほぼ公表されている単価がございます。資材について、コンクリートであるとか、ほかのいろんな資材について公表されたものがあって、かなり決まった形で積算がされるということがあります。建築工事の場合は、その機器ごとに設計事務所が積算をするんですけども、その際にいろんな資材について見積もりをとります。そのときに見積もりを出す業者には定価で出したり、少し値下げし

て出したり、いろんな形で出てきます。その中から設計事務所は3社以上の見積もりをとった上で、一番安いところをまず採用します。それもまだ実勢価格になっていない場合があります。設計事務所がいろんな積算をしてきていますから、こういった資材がどれぐらいの実勢価格になるかということ独自に持っているデータで、掛け率というんですけども、例えば窓のサッシ類であれば6掛けするとか、そういったことで積算してまいります。

実際積算した中身について、私ども担当のほうに出てきたときに、その掛け率を初めてチェックします。これが実勢価格かどうかということについて、業者と打ち合わせをする場合が多いです。こちらもいろいろ発注する中で情報を持っていたときには、これは少し高いんじゃないかとか、掛け率をもっと低くできるんじゃないかっていうやりとりをします。そうした上で積み上がったものが成果品として出てまいります。その際に、そのままの価格を使う場合もありますし、物によっては担当者の判断で、これはもう少し安く入るかもしれないということで下げたりすることがあります。こういった工事には諸経費がかかってくるわけなんですけども、その諸経費については岡山県が示している諸経費の計算表がございます。役所関係については基本的にはそれを使います。これは岡山県がここで使えと言っているわけではなくて、参考にしていいよということで、備前市としてもそれを参考に使っているということでございます。その際に、設計事務所はその諸経費まで算定してこないことがございます、わからないということで。その場合は、出てきた直接工事費に対して、市で持っているそういう計算表の中に入れ込んで、一般管理費であるとか、現場管理費であるとか、そういったものを算定したものを加えて設計価格とする場合がございます。

ですから、必ずしも設計事務所が、役所ではじいた金額を知っているということは、変えていなければ、ああ変えてないかもしれないという予想をされるかもしれないですけども、多くの場合、少し私がかかわった工事の中では、業者が出してきた価格とは変えたというか、積算のやり方として変わっている場合が多うございました。もちろんそれをもとに予定価格が決まるということで、歩切りっていうのはしないということなのかもしれませんが、場合によっては予定価格をつくられるところで調整されることもあるのかなと思っています。備前市がそれをしていくかどうかは知らないです。あくまで設計者は予定価格を知らないということになりますので、そういった状況でございます。

○石原委員長 積算につきましての御説明ございました。

○川崎委員 今の説明だと、担当課の職員は事前に予定価格を知っているということですか。

○砂田施設建設・再編課長 設計額は知っていますけども、予定価格は知りません。

○川崎委員 先ほどの説明は、設計見積金額は一切さわれないで、そのまま予定価格を書くんだと、だったら書かなくていいから、市長も副市長も誰が書こうが勝手じゃないかと、何の意味もないなと思ったんだけど、今の説明だと市長の判断で上げたり下げたりできるという。

○砂田施設建設・再編課長 それをやっているかどうか私は知りません。ただ、私の立場で言えるのは、予定価格を担当者は知らないということです。

○川崎委員 経験上で結構です。市長は1,000万円以上の工事について、実際に設計業者からの最終的な単価が上がるケースがあるんですか、それとも下がった金額を予定価格で書くんですか。実績はどうですか、実際のところ。

○砂田施設建設・再編課長 結果的に、予定価格は最終的に出てくるので、出たときには同じでした。

***** 議案第60号の審査 *****

それでは、議案第61号備前市新庁舎建設（機械設備）工事の請負契約締結につきまして審査を行います。

議案第61号につきまして質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○田口委員 さきも言いましたとおり、建設するというを前提でお尋ねするわけではないんですけど、この機械設備とかというときに、前の物件でもそうなんですけど、どういう業者にエンジンとか見積もりをとっているかっていうのはわかりますか。発電設備とかというのには必ずエンジンが要るでしょう。

○砂田施設建設・再編課長 設計の中で設計事務所が見積もりをとっているものはございます。

○田口委員 何社からとっているかっていうのはわかりますか。

○砂田施設建設・再編課長 基本的には3社以上とるとというのが……。物によっては、どうしても調達できない場合があったりして、2社というものも時たまございます。

○田口委員 私たちもエンジンを扱ってますんで、何馬力だったら定価がどのくらいで、仕入れがどの程度っていうことはわかりますから、その範囲で工事費にどれくらいかかるか、あとの保証期間が、1年だったらその間のメンテの費用がどのくらいかかるかということで積算していくっていうのはわかりますけど、以前ではこの市内の業者には全く声がかかってないというんですかね、大きい三菱とか、そういう大きいところだけに設計事務所は問い合わせしているんかもしれませんが、据えつけ云々となると、やっぱり実際にやるのはヤンマーだとか、そういう大きい会社じゃなくて業者がやるわけですから、やっぱりそういうところから実際は見積もりとるべきじゃないかなということちょっと申し上げておきたいなと。

○砂田施設建設・再編課長 見積もりの徴収については、設計事務所のほうに任せているというのが状態です。調達のしやすさとか、メーカーの信頼性を含めて調達をしていく状況です。先ほど来、中電工の見積価格が非常に安かったというのもありましたけども、それはやはり取引慣行とか、そういうことがあって、力関係と申しましょうか、安く調達できる、物があればこういった形で、要は見積価格に差が出る場合はあるかなとは思っております。

○田口委員 もう一点。どちらにしても、充電設備にしても、発電機のエンジン周りにしても、後々必ずトラブルが起きるわけですよね。それから、やっぱり業者選定の場合には、修理とか、すぐ間に合う市内の業者を選ぶっていうのを基本にしてもらわんと困るなと思います。

○砂田施設建設・再編課長 なるべく建設資材を含めて市内からの調達ということで考えてはいるんですけども、請け負った業者がどこから調達するかまでを市が指定するということは、基本

的にできない状況です。ですから、請負業者から相談があれば、こういった業者もあるから使えないかなという話をするのはあっても、そういった形で指定するというのにはできないというのが実情でございます。

○田口委員 今の発言ですと、地元業者優先っていうことを言われているっていうのがうそだなって思うように思えるんですけど、その辺はどうなんですか。

○砂田施設建設・再編課長 やっぱり元請業者は利潤を追求するということになれば、もし同等の製品であれば、やっぱり安いほうを調達するというのはあるのかなと思っております。

○石原委員長 ほかに質疑はございませんか。

○掛谷委員 田口委員の話にあった、落札したところにはもう市は言えないと。ただ、契約のときに、市内業者等の下請を使うことなんかの条件整備というんか、そういうことをうたうことはできないんでしょうか。今だったら、業者がどうするかは一切言えないという話なんで、その前においては、建築とかなんとかはできるだけそういったものを市内業者で使うというようなことになつとるようなのに、ここではそういうものが一切できませんという話になるとちょっと相矛盾したような気がすんですけど、どんなでしょうか。

○尾野田契約管財課長 ちょっと混乱されているのかなと思うんですけども、今回の入札に参加する条件として市内業者を入れると、なるべく参加できるようにするというのと、あと下請業者に市内の業者を入れるというのはこの入札とはまた別の問題で、市から落札した業者に対して、なるべく市内業者を使うようにというお願いはできると思います。ただし、使いなさいというようなことはちょっとできないかと。それは落札した業者も多分いろんなところから見積もりとってこの金額を出してきていると思いますので、それに対して市がどうこうするというのにはできないですけど、お願いはしてみたいと思います。

○掛谷委員 今の最後の言葉ですわ、お願いをしてみてください。それはおっしゃるとおりだと思います。お願いすることはお金もかかりませんし、今要望が皆さんある、また我々議員としても、それは市内業者を使うことがやっぱりいい方向に行くことは間違いないんで、それをどうこうするのは向こうの権限でしょうから、おっしゃるとおりだと思います。ただ、お願いはすることは、これは逆に言えば、市はお願いするような方向で、常々にもう今後もお願いはすればいいんじゃないかと、向こうが聞いてくださるならば、お願いすりゃあいいわけです。ぜひそこところはちゃんとしてお願いしてください、どうでしょうか。

○尾野田契約管財課長 委員おっしゃられるように、お願いはしていきたいというふうに思います。

○石原委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議ありとのことですので、それでは挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決をされました。

***** 請願第1号の審査 *****

それでは、続きまして請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める」意見書採択を求める請願につきましての審査を行います。

委員の皆様にお諮りをいたしますが、本請願につきましてどのように委員会として取り扱いをすべきというふうにお考えでしょうか。

○田口委員 先般も北朝鮮とアメリカがトップ会談をやって、核兵器禁止の方向で動いてますんで、世界的な流れでもありますので、ぜひ採択されて出していく方向でいいと思います。

○石原委員長 採択すべきという御意見もございましたけれども、ほかには。

○土器委員 私も採択。

○石原委員長 採択というか、もうきょう結論を出すということの御意見出ました。

○掛谷委員 これは国会レベルの話で、我々地方議員が関心はあってやっていかなければならないことはわかります。方向づけについては、国会議員がまた国、日本としてはこれ批准しないというんが、この禁止条約については基本的には参加できないということを決めているわけです。もう御存じだと思う。去年の7月ですか、というなことで、流れはもう核兵器禁止条約については日本としては参加しないと決定しております。それを地方で参加せよという話は論外だと、まずは思います。

ただ、その中でなぜそれを言うのかということを確認しておきたいと思う。賛成できない理由、ちょっときちんと精査します。今回の条約の背景には、核軍縮の進展の遅さに対する非核兵器国による不満や、早急に前進させたいとする願いがあることは共感します。ただ、122カ国の賛成で条約案が採択されたことは評価しますが、核兵器保有国が全く参加しておらない。核保有国と非保有国の溝を深くしたというのが現実でございます。したがって、今の状態で条約を発効しても、全世界の核兵器は一つとしても減ることはございません。

また、この条約は核抑止力等の整備がされておらず、条約参加国に直ちに核兵器の保有を禁止、廃止することを求めており、日本及び世界の安全保障を考える場合、あくまでも核兵器保有国と非保有国の協力のもと、現実的、実践的な取り組みを重ねていくことが重要と考えているという3点で、現実的ではないと、理想論にすぎないということ、ちょっと言い過ぎでありますけれども、そういうことございまして、今の状況は皆さん、よく認識をしていただきたいと思います。

ただ、次に申し上げます修正を、最後のここの請願事項3にございますが、このように修正案をつけ加えるならば賛成いたします。修正案をちょっと申し上げますと、日本政府が唯一の戦争被爆国として歴史的な核兵器禁止条約への参加ができない事態は、内外に強い失望と批判を招いています。こうした事態に対して、日本政府は核保有国と非保有国の橋渡し役として、既に取り組みが始まっている賢人会議等により国際社会が協力して核軍縮を進める体制の確立のため、なお一層の役割を果たしていくよう強く求めるものであると、こういう修正案を出すならば、私はこれに賛成しても結構でございます。

したがって、この請願事項では反対でございます。よろしく申し上げます。

○石原委員長 採択すべきという御意見、それから今掛谷委員からはもろもろ問題もあるであろうという御意見、それから今請願事項に対する修正のような御発言もあったんですけども、これはあくまで請願者の方の強い思いのところでありましょうから、委員会でそこを修正が可能なのか、どう扱うのかということもありましょうけれども、今一応お3方御意見出ましたけれども、ほかには。

○川崎委員 この請願が否決されれば、また修正について論議すりゃあええけど、まずこれについて賛否をとる必要があるんじゃないか。特に時期的にもやっぱり北朝鮮とアメリカ、核兵器、巨大な地球を一、二回も破壊できるような核兵器を持ったアメリカが、一方的に北朝鮮が持つのはだめだというのは、少し倫理上私は問題があると思うんじゃないけど、現実には、そういう危険を少しでもなくしていくというのはいいことなんで、情勢的には、去年ですか、国連でこういう決議を上げ、ICANがノーベル賞をもらうというような世界情勢の変化を受ければ、やっぱり余り時間を置かずに、この請願に対しては採択して、唯一の被爆国の政府が禁止条約調印というところに世論を持っていくことが最も必要な時期だと思いますんで、私もこの請願にはぜひ賛成して、早期国会への意見書を上げていただくことが必要だろうと思います。数で否決されれば、掛谷さんの言うように、修正案もまた文面を出していただいてね、その段階で論議したらいいんじゃないかと思うんで、まずこの請願が通るか通らんかを採決していただくことは、こういう情勢なんで、時間を置くべき課題ではないんじゃないかなというふうに思います。

○尾川委員 逆にちょっと時間をいただいて継続審査というふうなことで、そういう両者対立的な答えになりつつあるんですけど、この機会に賛否とるよりは、少し調査研究してみるということで、継続審査を提案したいと思います。

○田口委員 私はこういう請願というのは、ここで結審して特に問題ないと思うんですよ。世界的な流れを見てもそういう方向に行っていますし、さっき言われたけど、核兵器保有国は一つも参加してないと言われましたけど、やっぱりこういうものを上げていくことで核兵器の保有国に対しても核兵器を廃絶していく努力をなさいという圧力になると思いますんで、それはやっぱりしっかりとこういう請願を上げて国にも訴えていく、まして唯一の被爆国だと言われている日本がそういう後ろ向きな姿勢では、やっぱり世界の流れに逆行しているのではないかとと思われるんですよ。それぜひそういう意味でも、これ採択してあげていただくというのが一番

いいんではないかと思えますけど。

○石原委員長 大変重いテーマで、各委員にもさまざまな御意見があろうかと思えます。そういう中で請願第1号につきましては、先ほど継続審査を希望する旨の御意見がございました。まず、こういう審査の手法につきまして、まずお諮りをしたいと……。

〔「いや、委員長、副委員長の意見を聞いてからにしようや、それ。委員長がもう採決せえ言うたら決まるんじゃから」と川崎委員発言する〕

副委員長。

〔「副委員長が継続というこになったら」と川崎委員発言する〕

いや、これを継続するべきか、きょう結論を出すべきかというのを、ちょっとこの後お諮りしたいというふうに思うんですけど。

〔「じゃあもうこっちの意見聞いてからでもええじゃない」川崎委員発言する〕

きょうもうここで結論出すんでしょうか。

〔「副委員長に聞いて、今3人までは賛成しとんやから、もうあと三三になったら継続なり、そうなる可能性があるんじゃけど、ここが賛成ということになれば、すぐ採決して問題ない」と川崎委員発言する〕

いかがですか。

○藪内副委員長 私は、先ほど尾川委員言われたように、少し考えたらいいと思えます。

○石原委員長 この後、採決の場面でそれぞれの皆さんの意思表示を明確な形でお伺いするわけですが、この請願につきましては、ここで継続審査とするかどうかをお諮りさせていただきたいと思えます。継続審査が否決された場合には、本請願についての採決を行います。いま一度、申し上げます。

採決に入る前に、まず本請願を継続審査とするかどうかをお諮りし、継続審査が否決された場合は本請願についての採決を行いたいと思えます。

それでは、本請願につきまして継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

はい、結構です。挙手少数でありますので、本請願は採決を行いたいと思えます。

それでは、本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

可否同数でございます。採決の結果は、可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定によりまして、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は本案につきまして不採択と裁決をいたします。

少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

○田口委員 新聞等とかそういう報道を見ても、社会的に今度、広島でも松井市長がいろいろと発表されると思いますけど、被爆者の方が3,000万署名とかをやられていたりとか、そういうことでやっぱり平和を願うっていう、そういう人の大きな思いが込められとると思うんですね、これ。そういうものはしっかりやっぱり受けとめていって、我々は議員というような職にある身ですから、もっとその辺を考えて行動していかにかいけんのじゃないかと思えますけどね。こういう請願が上がるっていうのは、日本国民の多くの方が望んでいることじゃないかと思うんですけどね、そういう辺の認識が少し違うのかなと、我々と。なぜこういう不採択になる理由っていうのが、余りこう理解できない。どういうふぐあいがあるんか、これ採択して何か不利益なことがあるのかというような思いもあるんですけど。

○石原委員長 ただいまなぜこの思いに賛同いただけないのか、こういう結果になったことにつきましての御意見もございましたけれども、恐らく御意見を要約いたしますと、世界的にも、また国内にも平和を願う方の思いが込められている請願であると、より我々議員は受けとめるべきではないかというような趣旨の御意見かとは思いますが、そういうような内容ですかね。

〔「はい」と田口委員発言する〕

というような内容の少数意見がございましたけれども、ただいまの少数意見に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

結構でございます。所定の賛成者がありますので、少数意見は留保されました。

本日中に少数意見報告書を作成の上、委員長まで御提出をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で請願第1号の審査を終わります。

***** 報告事項（市長公室・総務部外関係） *****

続きまして、所管事務調査となりますけれども、それに先立ちまして執行部からの報告事項がございましたらお受けをいたしますが、いかがでしょうか。

○岩崎企画課長 企画課から国際交流事業について御報告をいたします。

オーストラリア・クレア&ギルバートバレー町が、4月16日から23日に団員9名、引率者7人が市内の12のホストファミリーでホームステイしたほか、学校訪問や閑谷学校などの市内外の施設等をめぐっております。

続いて、7月にはアメリカのメンロパーク市がやってまいります。予定としましては、7月10日から14日で団員10人、引率4人が市内のホストファミリーでホームステイするほか、学校訪問や市内外の施設をめぐるとなっております。

続いて、7月20日から23日の予定で、これは韓国蔚山市との相互派遣交流でありますけれども、本年度は韓国へ訪問することになっております。備前市の小・中学生16人が蔚山広域市東区内でホームステイ体験をするほか、体験活動やホストファミリーとの交流をする予定となっております。

それにあわせて、今回お手元に資料を配らせていただいておりますけれども、蔚山科学大学との協力協定に向けた覚書を締結することについて御報告申し上げます。

これは蔚山市との関係におきまして、以前合併する前、日生町の時代からおきまして2003年に文化交流協定を結んでおりました。備前市となりましても、2015年には友好協力都市協定を締結させていただいております。その間ずっと小・中学生を対象にしたの相互交流を行っております。

日生町と蔚山市との関係ですけれども、蔚山市は人口17万3,000人の現代重工業を中心とした造船業、自動車製造業が主な産業で、韓国を代表する工業都市であります。その東区方魚津地区では漁業が盛んでありますけれども、備前市との関係で言いますと、明治38年から昭和20年までの間、日生町町民が韓国へ移住し、主に漁業に従事しておりました。最盛期には約100世帯500人が移住し、中でも方魚津地区に日生町民がたくさん住み、漁業の拠点となっております。そういった関係から友好関係が続いてきているわけでありまして、今回蔚山科学大学との連携につきましては、以前西岡元市長の時代から、大学から協力関係を結ばないかということでの打診はありましたが、進展は見られていない状況ではありましたが、昨年9月に田原市長が蔚山広域市東区を訪問の際、蔚山科学大学との懇談があり、そのときに大学からの提案がありました。そうして同年の11月には、大学側から協定の締結ということでの提案がありましたけれども、現実的にその時点での内容検討等が十分になされていないというようなことで、まずは協定に向けた協議検討を行うこととして覚書を締結するという準備に入っております。

次に、12月には蔚山科学大学から院長と担当者2名が備前市を訪れまして、その覚書に向けた内容協議を行っております。そうして内容を詰めてまいりましたが、いろいろ蔚山広域市の市長選挙の問題などで時期がおくれておりましたが、今回6月13日に選挙が終わり、ついで7月20日に韓国への交流事業ということで、小・中学生が訪問します。そのときにあわせて覚書の締結に向けた訪問をさせていただきたいということで考えております。

お手元にお示ししてありますのは、蔚山科学大学と備前市との了解覚書の案ということで、この案の中心となりますのは、両国の言語教育とインターンシップなどの学問発展、グローバル人材の育成と友好の強化を目的とする協力協定締結ということに向けた了解覚書ということになります。1番の項では、協議する検討する内容を列記させていただいております。

その1番から8番ですけれども、両国の言語と文化理解の教育、蔚山科学大学等の優秀な人材推薦、備前市の優秀な人材推薦、蔚山科学大学校の技術専門教育、岡山県内の大学との交流・協力・支援、備前市のユニバーシティカレッジ・オブ・蔚山（UCU）備前センター設立の推進、特別短期プログラムの運営（ボランティア活動、言語教育）、その他の情報の共有というようなことで検討をさせていただきたいと思っております。まずは、こういった項目について具体的に検討を進め、これができるものか、できないものかということで詰めていかせていただいて、そういうものが固まった状態につきましては、また議会のほうにも報告させていただきたいと考えて

おります。

国際交流事業については以上でございます。

○石原委員長 ただいま国際交流につきましての御報告がございましたけど、この報告につきまして何か質疑ございましたら。

○尾川委員 目的は非常にええんですけど、まずどのくらい費用がかかるんかということと途中でやめるわけにはいかんというのがあって、なし崩しになってしまうんじゃないかというのを一番懸念しとんです。国際交流はええことで、やりゃあええんです。ただ、備前市、岡山県内の大学と何校協定して、どういう成果が上がったか。ただ、ジェスチャーでそういう契約だけ結んで、新聞報道してもらって済ませるんならええけど、備前市のUCU備前センターの設立というのも金もかかる問題だと思うんです。その辺もどんどん進んで、途中からやめようというわけにはいかんというのがあると思うんですよ。その辺をもうちょっと明確にしてもらってから。覚書するともう協定に進んでいくという感じがして、大学と提携しとるわけで、その成果が上がったかどうか、その辺を答弁してほしいんです。

○岩崎企画課長 県内の大学との連携につきましては、9大学と連携させていただいております。その中でも県立大学等でさせていただいている連携が一番進んでいるのかなと思います。その事業としましてはコモンズといたしまして、日生総合支所内にその大学の関連する事務所的なものを置かせていただいております、年に数回は利用させていただいております。そういった関係もありまして、蔚山科学大学等の連携につきましては、日生総合支所でそういった活動をしていただくことによって、県立大学等との連携も、また国際レベルの連携もできるのではないかと考えておりますし、今後その他の大学につきましても、県立大学が主導しておりますCOCプラス事業に参加しております大学がほとんどでありますから、そういったことを通じていろんな大学とも連携していきたいというふうに考えております。

○尾川委員 説明はもう少し具体的に書類で見せてくれんかな。ほで、例えば東洋大学の問題も、いつの間にか東洋大学から報告書が出てきたりね、どうなっとんかようわからんのです。一般質問で言うたけど、図書館は30分ほどで赤穂へ行けるし、赤磐へ行ける、瀬戸内へも行ける、使やあええ、そういう意味で書いとんじゃねえとは担当者の意見でしょうけど、あんな報告書だったら誰でも書ける気がするんです。担当者とするりゃあもう少し詰めた話しをして、9大学あるんなら9大学でどうなるとるか、誰が担当しとるか、どういう成果があったとかというのを、やっぱり市としては税金使う以上明確に報告してほしいんです。それからの話になりゃへんかと思う。

○石原委員長 先ほど委員のほうから、今ちょっと9大学のほうに行きましたけれども、連携をされとる大学等との間の……。

〔「いや、そういう意味じゃないんよ」と尾川委員発言する〕

成果とかということですか。

○尾川委員 そう。だから、こういうことを言うんなら、その前提として今やとることについて

でももう少し明確にして、それから、これからも中身がわからん、例えば優秀な人材推薦、技術専門教育というて何の内容やらさっぱりわからん。そういうのをもっと具体的に書いて出してほしいんですけどな。何を狙いにしとんかと思う。

○石原委員長 委員、確認ですけど、9大学じゃのうて、この件について、まずは何を……。

〔「9大学をベースにそういうもんを出してもろうて、これからこうですよというものを示してほしい」と尾川委員発言する〕

今ここに上げとる8項目ですか、事項について具体的に示してほしいという旨の発言ございましたけれども、いかがでしょうか。

○岩崎企画課長 既に協定を結んでいる大学等との実績につきましては、まとめてまた報告することはできるかと思えます。

それと、今回蔚山科学大学との覚書につきましては、こういった内容で今後具体的に検討するということでありまして、まだこれについて何も具体的なことは一切決まっておられません。ですので、そういったところと、また財政的な面につきましても、できる限りといいますか、そう多くの負担をできるものでもありませんので、私どもとしましては、場所の提供でしたり、人の支援というようなことでの協力関係が主になってくるのかなと考えております。

○尾川委員 もう一点、それから3の項目にこの覚書、規定により取り組むべき全ての活動は現地国の法規に合った手順、政策、両機関の慣行に従うというふうなことも、何を想定しとんかなというのがようわからん。ただ、要するに国際関係じゃから、微妙な関係になってくりゃへんかなという心配するわけ。何でもかんでも備前市が負担したりするようなことになりやせんかという、余り考え過ぎかもわからんけど、そういう心配をしとるわけ。じゃから、もう少しこういうことについて、①から⑧をやるという具体的なものを、どこまでを備前市がすると、それは覚書でこれから協定するのは話し合いで、要するに交渉していくというんかもわからんですけど、その辺の備前市としてのスタンスを明確にしとんかと、こういうことを進めていって、途中でやめたというわけにいかんのじゃねえかという心配しようるわけ。

○岩崎企画課長 委員が御心配されることももっともなことだとは思いますが。そういった中で、この3番の項につきましてはそういった御心配があるということで、ここに書かれているとおり、その取り組むべき全ての活動は現地国の法規に合った手順、政策、両機関の慣行に従うということでありまして、全て韓国の流儀が日本国内で通るという話ではありませんので、日本国内においての法規に照らし合わせて、できることはできる、できないことはできないという判断になろうかと思えます。

○川崎委員 尾川さんと同じく、やっぱり結ぶことは反対する理由はないけど、9大学結んで一体何の成果が上がとんかなと。ただ単に備前市が大学と提携して、私ら思うのは、やっぱり備前市の課題を各大学がどういうふうに専門的なアドバイスや研究成果を発表する機会とか、そういうことがないと、何か協定結んで手つないで仲よろましようだけじゃ、はっきり言って担当

課も大変でしょう、9大学と連絡を取り合うだけでも。それに今度は海外やこうになれば、ますます大変だろうということと、もう一つは優秀な人材を、韓国に来て、韓国の大学で勉強してほしいということに伝えるという意味ですかね、私そういうふうにはしかとれなかった。日本の大学、大したことないかわからんけど、私は失礼な言い方かわからんけど、韓国よりもまだまだ文化とか科学技術、いろんな面で進んでないかと思うんですよ。

ただ、今ITじゃ、何とかかんとかというたら、スマートフォンを初め、負けとるような要素もあるんで、日本の大学じゃなくて、ここの大学へ行って科学技術を学んだほうが、将来の日本での就職か、韓国での就職かよくわかりませんが、いろんな意味でプラスになるなら、協定、覚書だから執行権だけで議会の承認要るんかどうかよく知りませんが、もう少し空回りのない実のある交流というか、さっきの話では、県立大学の貸事務所に総合支所を無料で貸しょんかなというような感じがしますよ。もし何か成果あるんだったら、私ら地元の議員だから、いろんな意味でこういうことをやって、こういう成果が出るとか、一緒に視察とか現地へ案内してくれとか、交流の場を設けようとか、そういうことをやるんなら、輪を広げるのは結構ですけど、実際もう県内というか、9大学との交流だけでも手いっぱい、より空回りしとんじゃないんですか。ここまで広げていくというようなことも、単に市長が何かどんどん協定を結んで国際交流をやっている備前市だというイメージアップだけのためなら、私は余り手を広げないほうがいいんじゃないかなと。それよりも、より緊密に備前市の抱える行政課題、政治課題について、やっぱり研究なりアドバイスできる県内の大学と親密な関係を予算つけてでもやるべき時代ではないかという考え方を持っとなですけど、いかがでしょうか。

○岩崎企画課長 県内の大学との実績につきましても、各大学によってもかなり温度差があります。実際に県立大学などは、かなり積極的に交流といいますか、関係を持っていただいておりますけれども、実際のところ協定を結んだけれども実際的な活動は全く行われてないという大学もあります。そういったような中で、現在9大学と協定は結んでおりますけれども、私どもとしましては積極的にかかわってくれる大学と積極的にかかわりたいというふうには思います。それで、なお韓国蔚山科学大学につきましても、かなり積極的にそういった連携をとりたいということで申し出があったようなものでありますから、そういったところとは協力関係にやっていくのがいいのかなと考えております。

○川崎委員 委員長、もう一点だけ。じゃあ実際に今備前市に住んでいる大学生が韓国の大学に行っている例があるのかな。そういうこともなしで空回りみたいなことで、市長が勝手にやるのは結構だけど、今の大学生の特に自然科学分野なんかというのは、はっきり言ってついていけませんよ。そこと対等にやろうなどというのは。市と行政レベルでの交流はどんどんやりゃあええと思うけど、大学、特に海外ということになると、言葉もなかなか通じん中で一体何の交流ができるんならと。特に知識抜きに大学生との交流なんかできませんよ、その辺どう考えとんかな。

○岩崎企画課長 今具体的に蔚山科学大学のほうが提案されてあるのは、日本にセンターを設けて、そこへインターンシップとして韓国の学生を派遣したいというようなことで聞いておりま

す。そういった中で蔚山科学大学のほうでも日本語に精通した学生はかなりいて、日本に派遣しても実際そこで学習する能力はあるというようなことで聞いておまして、そういった学生と、日生総合支所にはコモンズということで県立大学の機関もありますので、そういったことでの交流も図れますし、備前市内においてそういう学生が活動していただきますと、市民の中での国際化ということにもつながってこようかと思えます。そういうことで、それとまた韓国のそういう学生さんは、かなり日本人と比べましても学習意識レベルが高いということもあります。ですから、そういったようなことも踏まえて、備前市の市民の方、若い方にもいい影響があるのかなというふうには考えております。

○川崎委員 もう一点だけ。先ほどの話で県立大学の学生さんが対応してくれるのは、そりゃあ結構だと思います。だけど、市民レベルで大学生と交流というんは難しいと思いますよ。専門知識を持っている学生と我々が何か話をせえというたら、天気や料理程度の話しかできなくて、やっぱり大学での知識を交流したり、いろんなアドバイスとかということになると、そりゃあもう大学の専門家同士が話をせんことには、時間、経費の無駄じゃないかなということ危惧しています。

だから、来たときには県立大学で十分に対応できるんだということなら、結構じゃけど、職員が対応せえ言うたって、大学生を相手にするのは大変だと思いますから、余り苦勞の輪を広げるよりも、県内の大学とより親密な関係を結んでいったほうが、実のある成果が出るように思います。意見として申し述べておきます。

○掛谷委員 これは旧日生町の蔚山科学大学、蔚山市とのいわゆる一つの交流を拡大していこうという、そういうことで、私は根本的にはそんなに反対ではありません。

ただ、ちょっと考えてほしいのは、覚書っていうのはただの覚書、もういわゆる決まり事の前のお話なんです。だから、覚書をすることは一歩前進するわけですよ。問題は協定を結ぶというところが、協定し締結をするというところが、そこまでの間が一番肝心かなめな細部にわたっての中身が出てくるわけなんですね。だから、覚書は自動に更新するやら、また失効するなりを書いていますね。だから、反対ではありませんが、中身を詰めた話をもっときちんとやっていただきたい。覚書をする事自体は、私も反対ではないんです。中身をもっと精査してやっていただきたい。いわゆる国内で県立大学を初めいろんな大学との協定を備前市はしていますよね。その海外版なんです。海外まで取り込んでやるメリットがどこまであるのか。

例えば今県立大学との学生とのやりとりだったら、岡山県立大学と蔚山大学がやればいいわけであって、何も備前市が関与することはないんですよ。ただ、そこにどういうメリットがこの備前市に出てくるんかということがないと、備前市から留学生が蔚山大学へ行く、今だったら何か韓国から蔚山来るだけの話、それじゃああかんと思うし、中身をよく詰めていかないと、協定は難しいところも出てくるんじゃないかと。

で、費用ですね、予算がちょっと今のところ、多分出てこないと思うんですけど、これセンターをつくったら、誰が面倒を見るんですか。お金がかかると思いますよ。その辺のことについて

も今後詰めた話がないと、ほんなら分校をつくって見たら、総合支所の中に事務局だけあったという感じに恐らくならないかと思うんですよ。

ですから、いろいろ話があったように、もっと内容を詰めた話で備前市にとってこれだけのメリットが出てくる内容ですよというものをちゃんとしてほしいと思っています。もう覚書だけの話になってしまうので、多分なかなか前へ行かんと思うんですよね。その協定までのプロセスなんかは、どう思うか、わかれば教えてください。

○岩崎企画課長 各委員の方からいろいろと御指摘されました点を踏まえまして、具体的に検討してまいりたいと思います。ただ、まだ協定につきまして、いついつまでのスケジュールというようなことでは具体的には考えておりません。覚書を締結し、各種のことを協議した中で、その協議が済みましたら、また御報告をさせていただきたいと思います。

○掛谷委員 予算、経費というものは今の段階でわかりませんか。

○岩崎企画課長 現在のところ予算的なものは把握しておりませんが、例えばそういうセンターをつくることについて、韓国から来られる方の人件費については韓国側が持つというようなことは聞いております。

○高山市長公室長 蔚山科学大学との覚書についてでございますけども、先ほど来御説明しておりますように、これからこういった項目についてどのようなことができるか、備前市としても何ができるかということを含めましてお話をしていくような形になります。その内容によりまして、順次こういったものを進めていこうかというお話が出てくれば、またこうした委員会の場で御報告しながら話を進めていくことになろうかと思っております。そうした中で予算等についても今の段階では何も積算できるものはございませんが、例えばこういう場合にはこのような予算が見込まれるということも含めて検討していくようになろうかと思っております。

○掛谷委員 ですから、メリット、デメリットを含めて出してください。

○石原委員長 今後も逐一委員会のほうにも御報告いただいて、内容をしっかり吟味しながら進んでいただきたいというふうに思います。

それから、まだ報告案件、所管事務調査も残っておりますので、これより休憩をいたしまして、午後1時再開とさせていただきます。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○石原委員長 それでは、総務産業委員会を再開いたします。

執行部より報告ございましたらお受けをいたします。

○藤田危機管理課長 それでは、危機管理課から1点、備前市業務継続計画、いわゆるBCPの策定ができましたので、御報告申し上げます。

この計画であります、大規模災害により庁舎が被災し、大規模災害というのは南海トラフ巨大地震を想定しております。被災して、職員、それから資機材、情報、ライフライン等の資源が制約を受けた場合にあって、被害者の保護や市民生活の安全、安定のために、優先的に行わな

ければならない業務、非常時優先業務とありますが、それを特定し、その執行体制や対応、手順等を定めたものであります。近々には市のホームページに掲示し、公表したいと考えております。

また、この計画自体は総括的な内容となっており、現在各部署に対して、各部署の所管業務の非常時における業務継続マニュアルの作成を依頼しているところでございます。現在そのような進捗状況でございます。

○石原委員長 御報告につきまして質疑のある委員いらっしゃいますか。

○掛谷委員 総括的なことだけをホームページに公表するのかなと思います。きっちりした詳細がいつごろできそうなのか、スケジュールを教えてください。

○藤田危機管理課長 ホームページに掲示させていただきますのは、総括的なものだけでございます。各所属の業務につきましては、掲示する予定はございません。これについては、7月末をめどに各部署から提出されてくるものと思います。

○掛谷委員 最後ですけど、7月末をめどにということですけども、きっちりまとめたものを冊子か何かにするんだと思うんです。その辺のスケジュールをお願いします。

○藤田危機管理課長 7月末で提出を依頼しております。

それから、ある程度精査しまして、当然各部署が持っておくものですので、各部署のほうで保管をしていただくということになります。

○掛谷委員 各部署で保管するのはいいんだけど、各部署から出てきたものに対して危機管理課はまとめるわけでしょう。各部署のものは各部署で持っていて、各部署から上がった全体のものとは当然つくられるんじゃないかと思うんですよ。そういうもんをつくるのか、それがいつごろできるのかという話です。

○藤田危機管理課長 提出はさせていただきますけれど、まとめた冊子というものをつくる予定はございません。

それから、業務継続マニュアルなんですけれど、当然今でも通常の業務につきましては業務フローなり業務マニュアルがございますので、災害が起きたときにどういった人員でできるかとか、どういった人間が参集できるか、そういったことをデータも当然バックアップがとれていける状態であるのかというようなことを確認しながら、各個別のマニュアルについてはそういった情報を持ったものになります。ですから、そういった個人情報等も載ってきますので、公表するような予定はないということでございます。

○掛谷委員 個人情報が入ったままではもちろん公表はできません。ただ、せっかく各部署から上がったものを、きっちりそれは整理して、冊子にするなど、共有する、当然違う部署のことでも関連することはいっぱいあると思うんですよ。せっかく出てくるんだから、それをまとめて備前市の電子版BCPとしてきちっとまとめるべきじゃないかなと思うんですけど、どんなんでしょうか。部長、そのあたりはどういうお考えですか。

○高山市長公室長 この業務継続計画につきましては、本当に災害時に南海トラフの地震を想定

しておりますが、最悪の場合を想定して、市の職員がどれくらいの時間で参集できるのか、1日目で参集できる人、あるいは2日目、3日後というような形になろうかと思えます。まずはそのところを全体計画の中で想定いたしております。

それから、先ほど説明がありましたように、最初は実際に地震及び津波等に対する災害業務を主体に職員としても動いていくわけですが、その中で市民が必要とする業務をどのように早く復活するかということを想定してマニュアルをつくるものであります。したがって、内部的なマニュアルということになります。それぞれの部署がそれぞれ自分のところをどういうふうに復活するかというのをはつきり把握するのが一番重要であると思っております。

そういった意味で、先ほど全部署のものを7月末に提出をしていただくということで期限を決めておりますが、それについては全体としてはそれを持っておくということはあるかと思えますが、これを外部等に公表することはございませんし、内部的にそういうものをしっかり見ながら、あるいは今回そういうマニュアルをつくる中で、これまでのマニュアルではちょっと不十分な部分もあるかと思えます。そういった部分の見直しをする機会ともなるものと考えております。

○掛谷委員 それをまとめる、まとめないより実をとることが大事なんで、それはそれでいいんだけど、全体的にもそれぞれの部署が横断的に知るということもあるんだろうと思えます。ということで、検討してもらえばと思えます。答弁はいいです。

○石原委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、ほかに報告事項はございませんか。

○初治ふるさと寄附担当課長 企画課よりふるさと納税の状況について御説明いたします。

昨年4月1日付で総務大臣通知があり、内容を協議し、総務省の通知に沿った見直しを決定いたしました。

1点目は、資産性の高いものとして、電気製品、パソコン、自転車、家具、時計、カメラ、ゴルフ用品を廃止いたしました。

2点目は、価格が高額なものとして、返礼品の調達費用を50万円未満といたしました。

3点目は、返礼品の割合を3割といたしました。

4点目は、市民に対して返礼品を送付しないという、以上4点につきまして、29年8月2日から大幅な見直しを開始したことで寄附額の激減が予想されましたが、協力事業者が提供できる商品の中から、美顔器、外国産ワイン、ブドウ、ミカン等の果実類が好評であったことや、市長から使い道を明確にし、地域課題に向けて市民の方にも市外の親戚、知人等に手紙を送ってもらうレター作戦を行うことにより、29年度の寄附額は21億1,963万5,570円の寄附をいただきました。

別添にお配りしています都道府県別寄附状況のランキングを見いただけます。

旧制度につきましては、7月31日までの4カ月分の集計でございます。これが14億6,900万円いただいております。品物としましては、右の欄のランキングを見ていただいたらベストテンを掲載しておりますが、電気製品と、それから当時は1万円で20キロのお米ということでの目玉商品を設けてましたんで、これが該当しております。8月2日以降の分につきましては6億5,000万円ということで、計21億1,900万円というようなランキングになっております。

続きまして、もう一枚の積立金一覧表をごらんください。

これは寄附額から、それぞれの比率に応じた事務経費を差し引いた残りを積立金へ充当ということで、6億9,680万6,841円を基金に積み立てることができました。今後ふるさと納税推進事業審査会で、事業の充当についても審議してまいります。その中で地域課題の解決に向けた事業への充当を検討しますが、各地区の積立額にばらつきがあることも課題であります。

この表の中の11番目に、地域課題の解決ということで9地区の合計額を上げさせていただいておりますが、地区によっては10万円から520万円というばらつきがありますので、これも審査会で検討してまいります。

また、本年4月1日付で、近年ふるさと納税は加熱する自治体の返礼品競争や、一部自治体において高額な返礼品を送付するなど、制度の存続が危惧されるということで、総務大臣通知がありました。指摘が2点ございまして、1点目は返礼品の割合について3割を超えるものを返礼品にしないこと、2点目は返礼品を送付する場合は、地方団体の区域内で生産されたものや、提供されるサービスとすることが適切であることから、良識のある対応をお願いしますとの内容でございました。

協力事業者には、総務省通知に沿った見直しを予定しているので、商品の変更申請は地場産品に限らせていただくよう、5月2日に通知をいたしました。今後のスケジュールにつきましては、9月末までに市の具体的な方針を決定し、10月の下旬、業者説明会を行い、提供できる商品の申請をしていただき、審査会にて承認後、31年1月4日から新たな内容での受け付けを開始したいと考えております。

○石原委員長 ふるさと納税に関しまして御報告がございましたが、この件につきまして何か質疑ございましたら。

○掛谷委員 最後の話の中で、返礼品の商品の地場産品ですか、5月2日、総務省の通達があつて、今後方針を9月末で固めていろいろやるということでございます。そうした中で、備前市において、それに該当するものは実際どういうものがあるんかということをお聞きしたい。

○初治ふるさと寄附担当課長 地場産品というのが、実際にはメインは備前焼とか、日生の海産物等になると思うんですが、去年は具体的な品目が出てきたんですが、まだ今回の通知は総務省からはあくまでも抽象的な地場産品、区域内で生産されたものというような表現ということで、これは近々県にも相談に行って、どういったものが位置づけされるものかということをお聞きしたいと考えております。

○掛谷委員 それはそうしてください、ぜひ。ただ、私も議会で指摘しましたけども、いわゆる考え方がそぐわないものについては、高額であろうが少額であろうが関係ないと。その理屈は合っていると思うんですよ。それが1つと、もう一つ難しいというのが、チオビタなんか結構あるわけですけども、これは備前市しかつくってない、地場産業であるという意味で、ほかの例で言うたら諏訪市だったかな、エプソンの工場があって、ほかにもつくれるんですけども、自分とところしかこの製品はつくれるのじゃと、よそはよそでうちはうちだというなことで、自分ところの市でつくつとるもんじゃから何が悪いという話も実際あるんで、これは総務省あたりが明確に言ってないというところがあって、いわゆるグレーというか、非常に判断が難しいというところは、県と相談しながらお進めになるんか、結局ベッドであるとか、フランス製のワインであるとか、そういうものは地場でつくったものじゃないわけで、営業として工務店が売っていると。そういうことを含めて、私が言ったことに対してどういうふうに県と御相談をされるんかなと思いますけど、わかりやすく説明をお願いします。

○初治ふるさと寄附担当課長 確かに家電がある自治体というところで返礼割合を3割以上にしている、5割、6割にしている自治体、確かにあります。全国でトップは大阪のほうなんですけど、135億円出ているところもあります。それを地場産品として認定をするというのは、首長の判断によるかなとは思いますが、一応うちのほうは総務省の通知に沿う形で見直しを検討するということですので、地場産品となると実際に132品目、今現状では、5月1日の状態ではそういうことになるんですけども、委員さん言われるチオビタなんですが、チオビタとそれから大塚製品の連携協定しているところからはドリンク類とセットにした商品もございます。そこら辺も含めて県とも相談しながら、アドバイスをいただきたい。いかんせん、ふるさと納税に関する調査は出てきているんですけども、総務省からは具体的な内容の通知はいただけてないものですから、県を通じて情報収集していきたいと考えております。

○掛谷委員 そうなると、もうほとんど総務省はやめなさいという話になりよんですね、どっちかという。地場産品、そりゃあ宮崎なんか、自分ところで牛や鳥や、それから焼酎ですか、地場でつくったものだから大手を振ってええんだけど、備前市はもう備前焼と海産物、チオビタが入れば入る、本当にほとんどなくなってしまいます。ある意味では総務省の責任が大きいと思うんですけども、しっかりと21億円も今回も入ったということで、ある意味想定外で喜ばしい話なんで、地方自治体は当初はこういう国から、都市から地方への流れをつくる、そういう流れをつくろうとって始めたのが、引き上げていきようというふうな、変なことに実際なっているんで、逆に厳しく言えば、やれるところまではやってほしい、やれないものはやれないということで、入ってくるものを抑えるというのはとんでもないことなんで、怒っとうですわ。ですから、しっかりと県を通じてしかできんというんじやったら、すりゃあよろしいし、もっと国会議員や国に対しても物を申し込みたいというふうに思います。特にここで高額なベッドは余りに人気はないんです。ただ、ワインなんか結構人気があるんですよ。このあたりなんかはどうされるんか。お金入ってきませんよ。どう思われますか、具体的なその辺は。

○初治ふるさと寄附担当課長 確かに東京とか都会の高額納税者からは、ワインが好評ですが、今回の見直しによりますと、外国産のワインは排除されるのかなということは聞いております。

○尾川委員 得点ランキング（新制度）をいただいとんですけれど、いつも思うんですが、件数だけ出て、金額が出てないというのはどうもようわからん。何でこれ金額出さんのかな。それから都道府県寄附状況、これも制度が変わっても、前のデータは関係ねえかもわからんのですけれど、寄附金額でどのくらいの、あるいは件数でどのくらいを占めて、どういう動きをしとるかというのを、やっぱりこう見ても愛媛県なんかは新たに出てきとるというのはどういう意味があるのかなというふうに見たんですけれど、これやはり割合を出してもろうたり、金額を出してもろうたりするということが見たときに必要なんじゃないかな。何でこれ件数だけで押さえて、隠すようなことをするのかなと思うんですけれど、どんなですか、その辺は。

○初治ふるさと寄附担当課長 それでは、金額を出したものをまたつくらせていただきます。

○石原委員長 よろしく願いいたします。

ほかに委員からありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ふるさと納税に関してなければ、それから報告はもうありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項を終わります。

***** 所管事務調査（市長公室・総務部外関係） *****

それではこれより所管事務調査に入ります。

どなたからでもどうぞ。

○掛谷委員 文書取扱規定が出ております。議会でも、市長は規定内でやるということなので、条例化はしないということをおっしゃいました。ああいう事件があって、規定の見直しをされているのか、どこか強化されているところがあるのか、具体的に説明をお願いします。

○河井総務課長 文書取扱規定ですけれども、こちらのほうは今後一部見直しを考えております。

ポイントとしましては、第3条、文書作成義務というところですが、現状では事案を処理する場合は原則として文書を作成しなければならないという簡単な書き方になっております。こういったポイントのところ、具体的に意思決定に至る過程、事務事業の実績を合理的に後づけ、検証することができるよというふうな、具体的な文言で表現していこうかというふうには考えております。

その他におきましては、一般的な文書の事項を書いておりますので、特段大きく見直すことは考えておりませんが、国のほうでこのたび職員の処分の関係のものを具体化していこうという動きがございます。こちらのほうは本市も国に準じておりますので、この動きを見ながら本市の処分基準をまた改めて国に準じたものに、文書の改ざんとかという項目を新たに恐らくつけてくるんではないかと考えておりますが、そちらの対応を取り組みたいというふうに考えております。

○掛谷委員 ほとんど変わってないということですけども、附則の最後のところで、平成30年4月1日から施行するというふうにありますけども、これ変わるところがあるから、こうあるんじゃないかと思うんですよ。結局はどこも変わってないんですかね。

○河井総務課長 30年4月1日の改定は、機構改革による所属の変更だけを行っております。ですから、総務部、以前総合政策部であったものを総務部と表記を変えたという点でございますので、具体的な改定はこれからでございます。

○掛谷委員 もう一点、よく言われるのは、この間の事件というか、特別委員会でもあったんだけど、結局メモ、いわゆる起案書を上げて、それぞれの担当者、係長や課長、部長とか判こを押しとるものは当然公文書と決まっています。ただ、パソコンでメモ的に打ったものの取り扱いが、結局公文書なのか、公文書ではないのかというようなことが、これは国も県も恐らく市も一緒だと思いますが、これは公文書ではないのか、公文書なのか、その辺はどういうふうな取り扱いにされているのか、されようとしているのかはちょっとよくわからないんです。

○河井総務課長 まだ具体的にそこまで今踏み込んでおりませんが、書類的には文書、行政文書としてうたわれているもの、取り扱い経緯、経過等を記しているものというものを行政文書として扱うことにはなるかとは思っております。ただ、メモ書きをどこまで公文書ということのところは、また難しい判断にはなつてこようかと思えます。

○掛谷委員 確かにそのとおりなんで、国に準じて今後なるかなと思いますが、そのあたりがやっぱし条例を国に準じておれば、そのまま条例になる場合もあるし、今回のようなアルファの問題で2つの特別委員会でやってきて、結局何が問題だったのかというのは、備前市の場合は特に明確になったと思うんですよ。こういうことがあったからこそ、条例化に向けてやるのが筋ではないかなと、それを特別委員会で決議しております。やるやらんは、執行部にそりゃあ当然あるんですが、メモの問題とかいろいろもう少し踏み込んだ取り組みが必要となってくると、ぜひ先進的にそういう条例を考えていくことが、より備前市というのはそういうところをはっきりしたなど、事件があったからこそこういうものができたんだなということが、内外にきちっと示されていくんじゃないかと思うんですよ。とにかく国の動向を見るしか今はないということですけども、もっとその辺はしっかりと、もう反省点がわかっているわけなんで、やってほしいと思いますけど、これは部長の答弁をお願いします。

○佐藤総務部長 委員会で御指摘いただきました点は文書がないということで、それが判断材料に欠けたというようなことだったろうと思います。文書は、今文書取扱規定を見ていただいておりますように、事案を処理する場合は原則として文書を作成しなければならないとなっておりますので、その作成しなければならないものがないと。それが最初からつくられていないのか、つくっていたけれども廃棄されたのか、そのあたりが明確ではありませんけれども、現実問題として、ないということですので、ここはやはり適正につくるようにということで、6月4日の部課長会議でも改めて通達を出したところでございます。これを徹底させる意味でも、今先ほど総務課長が説明しましたように、より具体的にこの文書はこういうことを書いてくださいよというよ

うなことを書くと、書いていこうというふうには考えておりますが、条例化するかどうかについては、今後また検討してみたいと思います。

○掛谷委員 しっかりと中身を押さえてもらいたいと、特別委員会での決定、その中身も多分相当知っとられると思います。問題というのはどこどこだというのもわかっておられると思うんで、実をとって本当に中身の濃い、こういうことが二度と起こらんように、胸を張っていけるような、そういうものをつくり上げていただきたい。それが条例化に結びつけたら、よりいいんじゃないか、強い権限が出てくるんじゃないかと思っていますので、頑張ってください。よろしくお願いします。答弁いいです。

○石原委員長 ほかに。

○尾川委員 今の議論もあれなんですけど、要するに百条で指摘した事項について、この文書取扱規定、どこが関係しとって、どこが違ってきて、どういうふうになっていくというのは、どこを見りゃええんですか。具体的な例として、百条で問題になって文書が出たということについての防止策というのは、どこへ出とりますか。

○河井総務課長 文書取扱規定の中で、例えばファイルの廃棄、文書の廃棄ですね、これが第41条です。こういったものは文書を処分するところになっております。

それから、戻りますけれども第32条に、文書の持ち出し等の禁止という項目もございます。ただ、これは従前からあるような項目でございます。新たにここでつけ加えたとかというものはなくて、以前からこういう取り扱いになっているという項目でございます。

○尾川委員 それで、要するに従前からあって、慣行として調査のためには持って帰ってもええと、そのあたりはこの許可を得ない、許可を得たら持って出れるという解釈で、そういう取り扱い、もう少し規定の下の細則になるんかで定めはあるんですか。

○河井総務課長 基本的にはこの規定の下へ事務マニュアルというものがあるわけなんですけれども、そこには基本的には大体同じようなコメントしかないわけなんです。文書は、上司の許可を得ないで外部に持ち出し、または関係職員以外の者に閲覧させ、もしくは写させてはなりませんというふうな、マニュアル的にもそういったことを書いているものでございます。

○尾川委員 もっと具体的にね、事象があったわけですから、もっと詰めた改定なり、取り扱いの細則なりを厳重にやってもらいたいと思うんです。それがこう書いとるように許可を得てから、主務課長の許可を得ないで庁外へ持ち出しとこういう文言があっても実際あったかなかったか、そういう疑いがあったわけですから、それをどう歯どめするかということをもう規定で載せてほしいと思います。

○河井総務課長 研究してまいりたいと思います。

○川崎委員 今回ははっきりはしませんけど、議会選出の監査委員が持ち出したのは事実ですよ。そして、そのときに監査代表は、家へ持ち帰って見る見ないも、それを処分も自由だというふうなことを百条委員会では証言していますよ。明らかにそういった、第32条に違反しとるような発言とも言えるんですけど、監査委員というのは例外なんですか。特に議会選出の監査委員

に対してのこの規定で拘束されないんですか。どう解釈したらよろしいか。

○河井総務課長 これは本市における規定ですので、本市の文書を取り扱う中では、全て一律の条件という形でよろしいかと思います。

○川崎委員 そうしたら、監査は今共同設置になつとるんでよくわかりませんが、また代表というのは、たしか会計士か税理士か、何かそういう方ですよね。けども、やっぱり委任を受けて監査委員ということであれば、職員といわんでも職員に入るんだろと思うんですね。ああいう発言というのは、明らかに取扱規定に違反した発言として理解してよろしいですか。

○河井総務課長 発言内容を精査しているわけではございませんので、基本的には主務課長ですから、監査事務局長ですね、その場合ですと。監査事務局長の許可を得ないで庁外に持ち出し、または職員以外の者に示し、もしくは写させてはならないという形であろうかと思います。

○川崎委員 代表がそういう発言をしたり、また肝心かなめの職員が、そういう事件がありながら、明らかにそういう発言に問題があれば、やっぱり訂正するぐらいの指導というか、ちゃんとこういう規定を守りなさいという、助言なり注意が必要ではないかと思うんですけども、その辺どう考えておきましょうか。

○河井総務課長 規定を遵守していただくように、職員にも改めて部課長会議を通じて周知を徹底しているところがございますけれども、まだ不足するようであれば、再度研修等も行ってまいりたいというふうに考えております。

○川崎委員 それともう一つ、気になるのは、写させてはならないと、じゃけど現実には監査請求があれば、各所管から原本が来たら、4部か5部かコピーされるわけでしょう。それは持ち帰りも自由じゃし、自己責任で処分して自由なんだというのは、明らかにこういう規定から違反しとるんじゃないですかね、そういう発言していますよ。やっぱりそういうのはちょっと現状に、我々もそういうのは何か議会から選べるのは議員だから、職員でないのかなとか思ったり、けど同じ監査委員で、そういう審査資格があつてやっているんであれば、こういう職員としての規定というのは当然守るべきだろうと思うし、その辺どうなるんですか。コピーされたものは公文書なのか、公文書でないのか、ひとつはっきりさせて。

○河井総務課長 基本的にコピーとしてお渡しするようなのは、情報公開条例に基づいて請求があればコピーしてお渡しすると。必要な該当部分、それから個人情報等で見え消し等はございますが、情報公開条例のほうで出していくというのが一般的な資料の公開の仕方になろうかと思えます。

○川崎委員 一般的な公開条例は聞いてないが。監査請求に基づいて、監査委員が請求に基づく監査結果を出すための資料としてコピーして、それぞれ監査委員に渡したものは勝手に持ち帰ったのか、了解とったのか、その発言を正確に覚えていないけど、代表は持ち帰って、それを審査するというか、じっくり熟読するというのも自由じゃし、それを自己責任において処分して自由なんだというふうに、審査とか公式な公文書ですよ、コピーしたとしても。それを持ち帰って、なくしたとか、焼いたとかというようなことは、この規定から見る限り許されないように思

うんですよ。そういうことをやっているということ自体は、大問題じゃないですかね。百条がやっていることで、こういう規定とは所管の文書管理しとる課は関係ないという捉え方なんですか。

○河井総務課長 基本的には、先ほど申し上げたとおり、第32条のところでしたか、写させてはならないというのがベースにはあろうかと思えます。ただ、それが業務上必要であるということで、所属長が判断して、その所属の中で適正に処理しているということであれば問題ないのかなというふうには考えますけれども、それがこの規定に全て適正に合っているかどうかという判断は、主務課長、所属長の判断が一番重要になってくるかとは思います。

○川崎委員 だから、具体的な事件が起きとるから言っているわけで、それを審査上、コピーは当然皆さんも、内部で何か論議するときには、同じ書類が全部回って、内部でやるわけでしょう。だから、そこまでは許されるんだけど、それを勝手に持ち帰ったんか、了解とったんか、ようわからんような表現しとんで何とも言えませんが、事実上は。どちらにしろ持ち帰ったのは事実で、家がないから処分したんだと証言していますけど、本来は持ち帰ったとしても、確実にこれはコピーしてないですよという確認と同時に、所管の責任者というか、課長がその文書を預かって確実に処分するか、事務室のどこかに保管するか、そこまで明確にこれ規定しているようにもとれるし、とれないようにもとれるし、そこらはどう捉えたらええんですか、一つの実例として。

○河井総務課長 基本的には、文書は保存年限等が満了した場合に承認を得て廃棄ということになっておりますので、基本的に廃棄する場合には主務課長が判断をしなければならないかなというふうには考えます。

○川崎委員 だから、原則論はええんで、結局返ってない書類があっても、その責任者というのは何か罰則というところはどうか考えたらええんですか。まあ守れなんなら、しょうがねえんで終わるわけですか。あつてないような規定じゃ、こんなもん。

○河井総務課長 基本的にこの中では罰則規定はございません。ですから、今後最初に申し上げましたとおり、国のほうの処分規定が変わってくるということがございますので、それに合わせて本市のほうも変えていきたいというふうには考えております。

○川崎委員 ですから、過去形だけどね、その当時の主務か職員が、そういうものをなぜ明確に管理しなかったかということは追及しないんですか。そういうことをしないと、どういうところに穴があつて、どういう改正をしなければならないとはっきりしないんじゃないですか。そういうことを詰めましたか。今の課長になるんか、以前の課長になるんかわからんけど、2年ほどやってきたことだから。発覚以来2年が過ぎましたからね、その間担当かわってないんじゃないから、そういう点はその当時の職員で文書を管理する責任者、チェックしましたか。そういうことをやってないとおかしいんじゃないですか。一方で議会は百条委員会やって、文書が流出したということでやってきたわけじゃから。今回も条例改正をきちつとやらにゃあかんということまで、百条委員会でまとめてやっとするわけですからね。やっぱり反省する意味でも、その当時を振

り返って、どうしてそういうことが起きたかということの原因究明というか、それなりに解明しないといけないんじゃないですか。それで初めて限界がわかれば、そこを改定していくということになると思うんですけど、いかがでしょうか。

○佐藤総務部長 今、川崎委員の御指摘はごもっともなことだろうと思います。

私どもとしては、当時の監査委員、代表監査委員宛てにどういう文書の取り扱いをされたかを公文書でもって御依頼申し上げて、それで監査委員事務局の中で調査されて、その結果の御報告を受けております。私どもとしては、それができ得る最大のことだろうというふうに思っております。

○川崎委員 いや、報告を受けて、どういう結論に達したん。

○佐藤総務部長 調査の結果については、百条委員会のほうに監査委員事務局から報告があったらと思います。いずれにしても文書の取り扱い上は問題なかったというふうに報告があったと記憶しております。

○川崎委員 問題がなかったで公文書が流出したら、もう問題がないでそれで終わりなんですか。

○佐藤総務部長 問題があったかどうか、監査委員事務局としては問題なかったという御報告だったというふうに思っております。もうそれ以上、私どもとしては監査委員事務局に対して、これをこうしてほしいとか、ああしてほしいということは、ちょっとそこまでは申し上げられないのかなというふうに思っております。

○川崎委員 文書規定でして、それに明らかに違反したような対応しかしてなかったんじゃないん。だから、こういう点は厳しくするとか、せめて監査委員みたいに権限が集中して、あらゆる公文書をチェックというんですか、集めることができる部署でしょう。そこが文書を流出しているんだから、せめてそういうところだけでも枠がくくれるような、条例改正かどういものが必要なんかというのを検討しないとおかしいんじゃないですか。

○佐藤総務部長 文書持ち出しをされているということは、主務課長の許可を得たということであらうと判断しております。許可を受けて持ち出されて、その後のことについて返ってきたかどうかについてはわからないということだったと思います。そういったところは、今委員が御指摘のとおり、もう一つ判断基準が明確でない、もう少しきっちり主務課長が返ってきたというのを把握するというのが望ましいんじゃないかという御指摘でしょうから、それについてはこれから研究する必要があるということだろうと思います。

○川崎委員 どうも答弁が曖昧だけどね、写させてはならないじゃけど、現実に公文書が市内にばらまかれるということは、コピー以外の何物でもないでしょう。まさか原本が流れとるわけないでしょうから。その責任というのは、内部で取り扱った職員の追及というのはやらないんですか。

○佐藤総務部長 これは職員が写させてはならないということを書いておるわけです、持ち出された先で写されたかどうかということについては、ここではしてはならないということまで

は書いておりません。ですから、とにかく市の中から持ち出すか、あるいは市のところで写させるかということですので、そこについてはもう少し、どういうふうに変えたらいいかっていうことについては、これからまた研究してみたいと思います。

○川崎委員 職員は全部持ち出してない言よんじゃから、議会選出の監査委員というのもこの職員の規定に入るかどうかという一点が今の答弁でもはっきりしないんです。それと同時に、持ち出しているのは事実だから、それが返ってないということになれば、コピーする機会は何回もあるわけでしょう、何カ月も。そういう点をはっきり詰めるか、議選の監査委員も厳しく、せめてそこだけでも厳しく条例に規定というか、この文書規定でも厳しくせなんだら、一度あること、二度、三度あるんじゃないですか。しょうがないだけで済ますんですか。

○佐藤総務部長 委員の御指摘もごもっともなことだろうと思います。厳しくするかどうか、そこら辺についても再度研究したいと思います。

○掛谷委員 かみ合っていない。だから、そういうことが、処罰規定が今度国からも出るんですけど、それはあくまでも多分、国家公務員、地方公務員、そういう範囲の中の話だと。じゃあ監査委員というのは、これは独立した機関だけでも、行政の中の一部ですよ、やっぱりね。議会事務局、監査委員事務局というの。そういう意味で、やはり条例化をすれば明確になるということですよ、ある意味では。それを監査委員までをその条例化の中に含めば、その中で取り扱いが明確になるわけです。それを研究、検討するなら、また値はするけど、それは別じゃと。あくまでも除外というのであれば、何ら変わりはないと思うんですよ。じゃあ、そこまで研究されるんかと、検討されるんかなというところがみそだと思うんです。

川崎委員は言い過ぎの部分があるけども、逆に言えばそういうところがおざなりになっているのも事実なんです。だから、この辺も備前市がこういうことがあったから、そういう先進的にやっぱり研究、検討というのは必要であろうと思うんです。それがもう法律的に関与できないもんであると明白であればやむを得んですけど。独自で条例つくれば、そりゃあできるんじゃないですかと思います。上位法があっても、それ違反をせん限りはできるんじゃないですか、強い権限を。上位法はだめよといったらできませんよ、でも監査委員に対して、そういう法はないでしょう。ないと思いますよ。守秘義務だけです。条例化すればいいじゃないですか、よく研究、検討してみてください。

○佐藤総務部長 地方公務員法、監査委員に守秘義務は課せられておりますが、罰則はございません。その罰則がないという法律を超えた条例ができるかどうか、その辺も含めて検討してみたいと思います。

○石原委員長 よろしいでしょうか、この件につきましては。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

文書取り扱いにつきましては、そのくらいで。

ほかに何か所管事務調査ございましたら。

○掛谷委員 東洋大学の報告書、平成30年2月に出されて、また今度新しく追加資料というの

が出ました。追加資料というのは、この報告書の中でiiページの8行目に、これ私の個人的な観察は田原市長に別に報告させていただきましたというのがこれだと思うんですね。この内容が、市長の方向性のようにもとれますし、どこまでこの報告書についての市の方向性というのが、これに基づきながら何か進んでいる感があるんですけども、別にそれが悪いというんじゃないですけど、これをどういうふうに関後取り扱っていくかという方向性、方針をちょっとお知らせしてもらいたいんですけど。

○佐藤総務部長 東洋大学に備前市に対して提言をお願いしますということで、その結果によって出てきたものが報告書になります。これはあくまでも提言をいただいたということでございまして、この内容について取り組むかどうかについては、市のほうで判断するというようなものでございます。いろいろと提案が多岐にわたってなされておるんですけども、取り組むこともできるものがあるでしょうし、そうでもないかなというものもあるというふうに判断しております。

○掛谷委員 私が過去にいろんなことを思ったこともたくさんちりばめられて、悪くないんです、実際は。できるものとできないもの、そりゃありますし、方向は非常にいいんじゃないかなというのが感想なんです、実は。

ですから、もう少しこれを議員さんにも、ただ見せるだけで、どうなるやわかりませんよというよりも、この中でこういう方向は非常にいいんでというふうな、もう少し、せつかくこうやられているのを、30年度は予算がついてなかったのかな。30年度はもう一切補正予算も組まずに終わってしまうのかなというのがちょっと気になるんですけど、どんなんでしょうか。

○佐藤総務部長 30年度に取り組む場合には、また補正予算をお願いすることになろうと思えますけれども、そちらの報告書にある下水道の関係でまだ全体像が明らかになっておりませんので、それを見てから判断しようかというところでございます。

○掛谷委員 下水道だけがそう思われとんか、ほか大きな事業もあるんで、簡単じゃないところもあります。ですから、これを参考にして、今後も補正予算なりを組んで、取り組んでいくものがあればやっぱりやられるんじゃないかなと。これずっと読んでみても、東洋大学から学生なんかも来て、一緒にやってもいいよとか、かなり突っ込んだというか、向こうから積極的な話が出ているわけだね。だから、悪い話でもない、大学と連携協定しているわけだし、いいんじゃないかと思うんですよ。どこの大学とも連携は中途半端で終わっているんですよ。だから、もうちょっと積極的に何だったら補正予算をつけていって、すごい内容があると思ったりするんですよ。これを基本にしてまちづくりを積極的にやってもらいたいというふうに思うんですよ。

○佐藤総務部長 その提言の内容で、先ほど申し上げましたように取り組めるものもあるでしょうし、そうでもないものもあるかなというふうに思っておりますので、繰り返しになりますけれども、取り組むようなことになりましたら、また補正予算をお願いしたいというふうに思います。

○尾川委員 東洋大学で地域再生支援というのは、どういう発想が出たんですか。

○佐藤総務部長 これは田原市長が就任されて研究される中で、こういったところがあるということで提案をいただきまして、職員のほうでもこれはやってみてもいいなというふうに判断したところでございます。

○尾川委員 それで、9大学と提携して、その中身は違うと思うんですけど、このまちづくりというところの連携というんか、関連というのはどういうふうに評価して、でない市民も議員も、どれが本流かというのがわからんです。職員じゃって一緒だと思う、どういう方向へ行ったらええんじゃないかと。今後の東洋大学と備前市の関係というふうなことで詳しく書いてある。これなんか市民の人は知っとなですか。どういう扱いですか。

○佐藤総務部長 市民の方々への公表については、今のところはホームページに掲載するという段階でございます。

○尾川委員 いや、段階ということは、まだ出てねえということ。市民は知らないということですか。

○佐藤総務部長 こうして議会のほうにも報告しておりますけれども、市民の方々につきましては報告していないといったところでございます。

○尾川委員 今後はどういうふうに方向を、これを見て、中身は個人個人の評価が違うと思うんですけど、どういうふうに出そうとしとるんですか。

○佐藤総務部長 先ほど掛谷委員にもお答えしましたとおりでして、その提案の具体的なものによって、取り組めるものがあれば、また補正予算をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

○尾川委員 そうしたら、これは市民には、全体像としては出していかなという判断すりゃいいんですか。

○佐藤総務部長 個別の事業については、先ほど申し上げましたとおりですし、全体像について報告する必要があるというふうに判断されれば、そのときにはまたそれなりに予算が必要でしょうから、お願いすることになると思います。掛谷委員にもお話ししましたがけれども、下水道の事項のところ全体像はまだ明らかになっておりませんので、今のところはそれを待っているというところでございます。

○尾川委員 余り私も岡山県立図書館の例で、トップダウンとか余り適切じゃないというのを指摘したつもりなんです。ですから、そりゃあこの東洋大学がどうこうというんじゃないんですけど、もう少し精査して、どういうふうに持っていくかということ、職員も何百人とおるんですからね、その知恵をやっぱり活用する、あるいは関連する人、市民の声を聞いたりということをしていかなと、トップダウンで成功した例がないというのを岡山県立図書館の例、本を読んでみてください。この間も一般質問させてもろうたんですけど、何か絵に描いた餅みたいな、どんどん書いて、じゃあどうしていくんやら、こんな見たら、もうどこをどう見たらええんかというふうに、私らもわからん。

で、個人的な報告書ですという、これは市長が金出してつくってもろうたんかというて言いと

うなるわね、こんな文言だったら。税金使うてやりようる以上、それだけの責任を持ったもので報告できて、市民に知らせることができる文書をつくらんと。会期中には出てこんで、議会在済んでからようやく出てきた状況だった。

○佐藤総務部長 今お手持ちの資料の個人的な感想をというものが書かれたのは、中間報告的に教授から市長に個人的になされたものです。1月ごろだったと思います。それから、正式なほうはその後、2月までに一度出てきて、その後文言等にふぐあいがあるということで修正をしていたというところで、会期中には間に合いませんでしたけれども、終わってからでき上がったということでお配りさせていただいたというのが時系列でございます。

○尾川委員 こういう報告書が出たら概要説明ぐらいしてくれて、解釈が皆さん方の解釈と違うのがいっぱいあるわけです。そうしたら、私らもこれをもろうた以上は、市民に説明するわけですよ、必ず。やっぱりもう少し懇切丁寧に、出すならきちっとした形で説明して、本当に備前市の方向性はこうですよというものを提案してもらわんと、こっちも、あっち行くんやら、こっち行くんやら、金がねえから節約せえ、あれはやめるというて、もうこの間の市長の話ったら、図書館やこうやらんような解釈になりますわな、取り方がひがんどんかもしれんけど。ああいう答弁じゃったら、もう全然話にならんのかなえかなと。やっぱりもう少し市民が聞くという、市民がこういうことを心配して、こういうふうに向向になっていく、夢があるというふうにみんなが思うてついてきてもらわにゃいけんと思うんですよ。それをつくっていくのは、やっぱり執行部じゃと思いますよ。

○高山市長公室長 今回の議会の中でも、いろいろと図書館でありますとか、それから同和鉱業の跡地等についての今後の方向性とかというところの話題も出ておりました。今現在、図書館につきましても、同和鉱業跡地につきましても、プロジェクト委員会をつくりまして検討している段階です。そのほかにもいろんな部門におきまして、いろんな事業について検討しているんですが、今回の東洋大学の報告につきましても、その中での位置づけとしてはあくまで参考にさせていただいて、それも含めていろんな角度から検討していくというふうなものと考えております。

先般、公共交通に関しまして、名古屋大学の先生に来ていただいて、いろいろと講習もしていただいたわけですが、自治体とのかかわりを持ちながらいろいろ研究してみたいというようなことは、やはり大学側の事情もあるようでございます。そういう中でどこまで大学とかかわっていくというのは、その各段階でいろいろな状況を見ながら、先に進めていく必要があるのかなと思います。

今の段階で、例えば名古屋大学の先生に来ていただいた分については、あくまで交通費等だけでそういうことが実現しておるわけですが、ここから先に進むとなると、やはりそれなりの費用もかかってまいりますし、そういうものをどういうふうにご利用、活用していくとかというのは、それぞれ個別に考えていくべきであるというふうに思っております。

○尾川委員 聞くのはええんじやけど、自分の頭を使って、現場をよく見て、現場に合った施策をしてほしいと言わせてもらいます。

○**高山市長公室長** やはり市の職員としましても、そういういろいろな面からの意見もいただきながら、自分の目で見て考えていくというのは大事なことであろうと思います。

○**掛谷委員** ちょっと確認ですけども、追加が1月で、これ2月になっていますので、もう1月はこれもうないと考えて、2月が正式な報告書であるということでもいいんですね。というのが、この1月の分はかなり踏み込んで、結局今後とも東洋大学との連携を深めていきたいとか言われているわけなので、要するにいろんな大学といろいろやるんだけど、結局のところはどことの連携も中途半端というのは、私は否めないと思うんですよ。

ですから、東洋大学さんに決めてというんじゃないんですけども、やはりちゃんとした大学ときちっと連携をしていくという、もう見定めてやっていくんだということをやらないと、備前市なんて何か利用されただけという形じゃったら、大学だって何かおかしいと思うし、そりゃあ備前市の勝手なんだけど、よく見定めながら、やっぱり必要な大学はここであるというところをやはりつかまないと、もう中途半端で終わってしまうなと思うんですよ。1つは、これが正式な最終ですよ、それ以外ありませんよ、この中身についての1月のこれは一切もうないんですよという確認と、東洋大学との連携というのは、今後本気でやるんかやらんのか、ケース・バイ・ケースと言うけども、それも何か中途半端じゃと思います。どういうお考えなんか、最後にお聞きしときます。

○**佐藤総務部長** 大学からの正式な報告書は、30年2月のものがございます。1月のものは、教授が市長に個人的に出されたものというものがございます。

東洋大学との今後の連携につきましては、今のところでは連携、協定するかどうかということについては、未定でございます。

○**尾川委員** もう一点、中身をよう職員の人に見てもろうてね。間違うとるところはやっぱり直しとかんと、こんなもん見せたら怒る者もおるし、喜ぶ者もおるし。だから、よう見てもらわんと、もう明らかにおかしげな表現というか、言葉が違うところがあるから、ようチェックしてくださいよ。

○**佐藤総務部長** 2月に納品された段階でしっかり見たつもりではあったんですけど、まだ残っている部分もあるのかもしれない。再度チェックしてみたいと思います。

○**石原委員長** 暫時休憩します。

午後2時18分 休憩

午後2時19分 再開

○**石原委員長** 再開します。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、本日の総務産業委員会を閉会いたします。

長時間、御苦勞さまでした。

午後2時20分 閉会